

会津若松市議会政策討論会

第4分科会中間総括



平成29年8月9日

政策討論会第4分科会

委員長 石田 典男
副委員長 佐野 和枝
委 員 樋川 誠
委 員 阿部 光正
委 員 長郷潤一郎
委 員 高梨 浩
委 員 吉田 恵三

【 目 次 】

第1章 政策討論会第4分科会の政策研究の経過と概要	1
I 第4分科会における主な経過について 1	
1 前議会からの申し送り事項	1
2 具体的テーマの抽出	1
3 具体的テーマの政策研究	2
1) 官民連携による除雪対策のあり方について	
2) 水道事業の健全かつ安定的な運営について	
3) 社会資本整備について	
第2章 政策討論会第4分科会の政策研究の中間総括	12
I 今後の方向性について 12	
1 官民連携による除雪対策のあり方について	12
2 水道事業の健全かつ安定的な運営について	15
これまでの調査研究に係る経過一覧	16
資料	18
・前議会からの申し送り事項について(通知)	19
・地区除雪アンケート資料(アンケート用紙、結果集約)	23
・除雪実施業者除雪アンケート資料(アンケート用紙、結果集約)	41
・水道料金改定についてのQ&A(建設委員会・政策討論会第4分科会監修)	51

第1章 政策討論会第4分科会の政策研究の経過と概要

I 第4分科会における主な経過について

1 前議会からの申し送り事項

平成27年6月25日の政策討論会全体会において申し送り事項が決定され、平成27年8月11日に開催された各派代表者会議において協議された結果、下記事項のとおりおおむね引き継ぐべきであると確認されたところである。

- 1) 雨水流出による総合的な治水対策について
- 2) 除雪に係る諸課題について
- 3) 社会資本整備による都市計画の全体最適性について

※ 申し送り事項の詳細についてはP. 19 「前議会からの申し送り事項について(通知)」参照

2 具体的テーマの抽出

政策討論会第4分科会では、10の討論テーマのうち「防災などの地域の諸問題解決に向けた地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について」と「都市計画の基本的方向性について」の2つの政策課題が割り振られたところであり、平成27年11月14日の分科会において、両政策課題に相互に関連する「官民連携による降雪対策のあり方について」を具体的テーマとして設定し、政策研究を行っていくこととなった。

また、平成28年9月28日の分科会において、新たに「都市計画の基本的方向性について」の政策課題に関する事項として「水道事業の健全かつ安定的な運営について」を具体的テーマとして設定した経過にある。

1) 討論テーマ

- (1) 「防災などの地域の諸問題解決に向けた地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について」
- (2) 「都市計画の基本的方向性について」

2) 具体的テーマ

- (1) 「官民連携による降雪対策のあり方について」
- (2) 「水道事業の健全かつ安定的な運営について」

「官民連携による降雪対策のあり方について」は、市民との意見交換会等において除排雪事業に対する多数のご意見を頂戴しており、かつ、前議会からの「最

終報告書」において、「より効率的・効果的な除排雪体制の構築に向けて、官民の協力体制の構築」についてさらなる調査研究が必要であるとの引き継ぎがなされたことから、喫緊の課題であるとの認識のもと、優先的に進める事項としてテーマ設定をしたところである。

「水道事業の健全かつ安定的な運営について」は、平成28年8月に、市長の諮問を受けた会津若松市水道事業経営審議会から、水道料金を平均21.66%引き上げる答申がなされたことを受け、水道料金の引き上げが市民生活、経済活動に与える影響、水道事業会計が置かれた現状を把握し、当該引き上げの必要性について検証するとともに、今後の安定的な水道事業運営に向けた取り組みについて調査研究するため、新たに具体的テーマとして設定したものである。

3 具体的テーマの政策研究

1) 官民連携による降雪対策のあり方について

(1) 取り組み経過と考察

① 市民意見の聴取と課題抽出

ア 分野別意見交換会の実施（平成27年12月22日）

テーマ：「官民連携による降雪対策のあり方について」

相手方：会津若松除雪実施協力会（会津道路メンテナンス協同組合）

除排雪業務に当たる除雪業者の方々と、官民連携のあり方、業務実施における課題等を把握することを目的として意見交換会を実施した。

参加者からは、除雪の実務は除雪業者の方が熟知しているため、地区的割り振り等を含めた除雪事業の実施については協力会をはじめとした除雪業者が行い、行政は、除雪計画の策定、重機の確保、予算の確保などを担うことにより、効率的な官民連携につながるとの意見が出された。

また、除雪機械オペレーターの人材不足、高齢化が進んでおり、今後の安定的な除雪体制を確保するためにも、オペレーターの養成は官民が連携して取り組まなければならない喫緊の課題であるといった意見も出された。

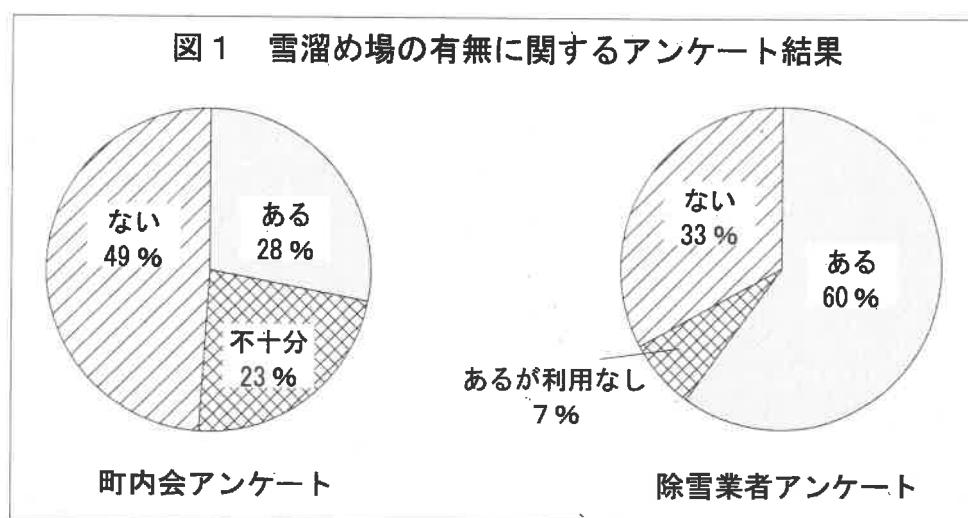


分野別意見交換会の様子
(平成27年12月22日)

イ アンケートの実施（平成28年2月及び8月）

除排雪の実態を把握すべく、市内の全町内会及び除雪業者を対象にアンケートを実施した。町内会、事業者共通の設問として、効率的な除排雪を行うために必要な雪溜め場（除雪した雪を一時的に保管して置く場所）の有無、町内会と業者における打ち合わせの状況を設け、加えて業者アンケートでは、市から支払われる委託料などについて回答いただくとともに、自由意見として除排雪に関する課題等を記載していただいた。（各アンケートの全体集約は、別添資料参照）

（ア） 雪溜め場について



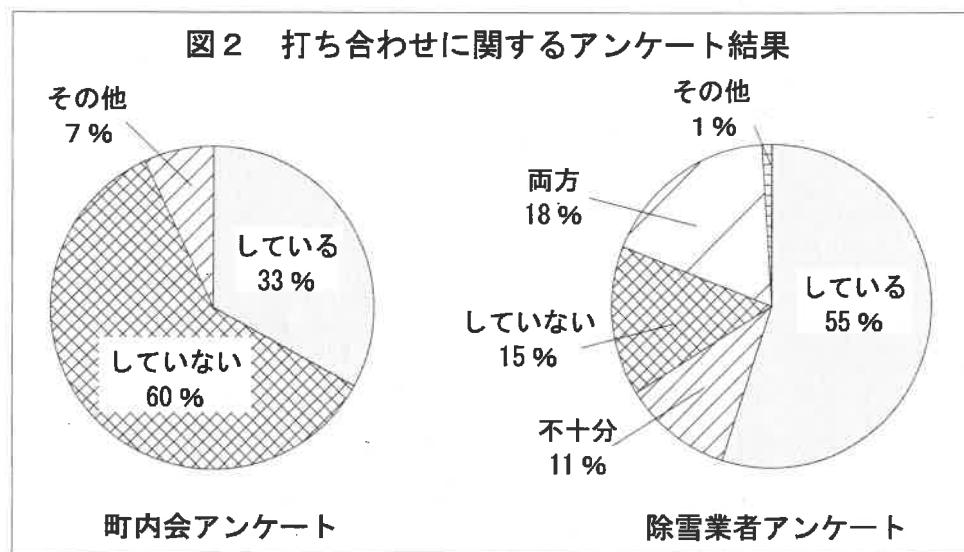
雪溜め場の有無に関するアンケート結果は、図1のとおりである。町内会アンケートで雪溜め場が「ない」と回答した割合（設問に無回答であった町内会を含む。）は、5割近くに上った。一方、除雪業者アンケートで雪溜め場が「ない」と回答した割合は3割程度であり、雪溜め場について、町内会と除雪業者との間で認識のずれがあることが明らかとなった。詳細については後述するが、町内会と除雪業者との事前打ち合わせが不十分であり、情報の共有が図られていないことの一つの表れといえる。

また、除雪業者アンケートでは、選択肢の関係から雪溜め場が「ある」と回答した割合が6割を超えたが、自由意見において雪溜め場をさらに求める意見があったことから、除雪業者においても雪溜め場が十分に

確保できていないとの認識を持っていることが明らかとなった。

地区ごとに細分化し分析を行ったところ、住宅が密集している地区ほど雪溜め場の確保が不十分であり、除雪された雪が道路脇に置かれることにより、通勤・通学といった市民生活に影響が出ている。他方、田畠や空き地の多い地区においては、田畠や土手など、雪を溜め置く場所がある地区が多く、特段雪溜め場として土地を確保する必要はないといった回答があった。また、住宅密集地であっても、流雪溝が整備されている地区では雪溜め場の必要性を感じていないとの回答もあったことから、流雪溝が除排雪対策として有効であることが確認されたものである。

(イ) 町内会と除雪業者の打ち合わせ状況について



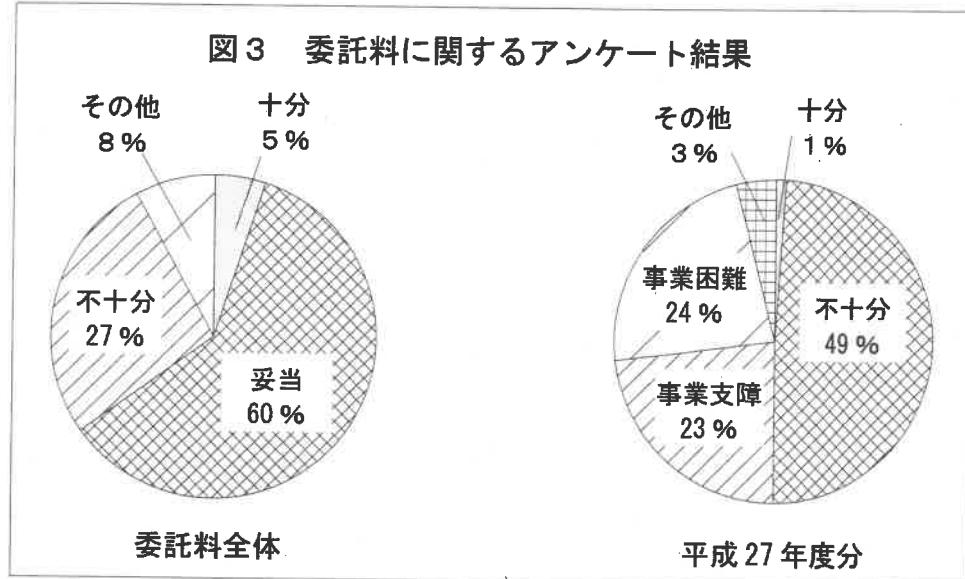
町内会と除雪業者の打ち合わせに関するアンケート結果は、図2のとおりである。「打ち合わせをしていない」と回答した割合（設問に無回答であった町内会を含む。）は、除雪業者アンケートでは2割未満であるのに対し、町内会アンケートでは6割を超えた。

打ち合わせの内容については地区ごとに差があり、町内会と除雪業者で現地を視察しながら綿密に打ち合わせを実施する地区もあれば、挨拶程度で終了する地区も存在していた。

毎年同じ地区を除雪している除雪業者は、除雪区域を十分に熟知しているとの認識から、挨拶の際に簡易的に行う打ち合わせで十分であると感じているのに対し、町内会では地区の状況等を説明しながら作業の詳

細に至るまでの打ち合わせが必要であり、挨拶程度では十分な打ち合わせがなされていないと認識している地区もあった。こうした打ち合わせに対する認識の違いが前述の雪溜め場に関する認識の差を生むこととなったと考える。

(ウ) 委託料について



除雪業者に支払われる委託料に関するアンケート結果は、図3のとおりである。委託料全体に関して、「十分である」、「十分ではないが、妥当である」と回答した割合はあわせて6割を超えており、実際に除排雪作業に従事した場合に支払われる委託料については、除雪業者の理解は一定程度得られているところである。

しかし、アンケートの対象とした平成27年12月から翌年3月にかけての冬期間は、降雪量が極めて少なく、除雪業者に支払われた委託料のほとんどは待機料であった。このことから、待機料の額が必要十分な額であるかを判断するために設けた当該期間における委託料に関する設問については、ほとんどの除雪業者から「不十分」であるとの回答があり、「業務に支障が生じる」、「この状態が続いた場合は除排雪事業の実施は困難である」との回答も5割近くとなつた。待機料は、冬期間を通じて除雪機械及びオペレーターを拘束することに伴う補償的な側面を有するが、今回のアンケートにおいては、十分な額ではないと除雪業者は認

識している結果となった。

(エ) その他の除排雪の問題点

自由記載で出された意見で、主なる問題点は次のとおりであった。

・ 排雪の実施

雪溜め場がない地区では、除雪された雪を道路脇に一時的に溜め置くことが多く、交通安全上支障が出ることから、早期の排雪を求める意見が多くあった。また、雪溜め場のある地区でも、雪溜め場に高く積まれた雪に危険を感じるため、排雪の回数を増やしてほしいとの意見があった。

・ 風雪への対策

早朝に除雪を実施しても、通勤・通学時には再び風雪により吹き溜まりができる箇所が存在している。こうした箇所では、除雪の回数を増やしてほしいとの要望がある。アンケートでは、湊地区、北会津地区、高野地区より意見が出されていたが、郊外においては、同様の問題を抱えているものと推察する。

・ 高齢者対策

高齢化の問題として、道路除雪により間口に寄せられた雪の対処に苦慮しているとの意見が多くあった。これまでには、地区の住民が助け合って対処してきたところであるが、地区住民全体が高齢となりつつある現状では、対応が困難になるケースが多くなってきた。

・ 狹隘路線の除雪

除雪機械が進入できない狭隘路線では、地区住民が主体となって除排雪を実施することとなるが、高齢化の問題とも相まって、対応に苦慮しているとの意見が出された。こうした路線の多くは、市が実施している私道除雪の要件に合致しておらず、除雪対象路線となっていないようである。



町内会アンケート集計結果を正副議長に報告（平成27年4月26日）

・ オペレーターの確保

オペレーターの確保が困難である現状は、除雪業者アンケートからも明らかとなった。喫緊の課題として、人材育成、費用負担、委託料のあり方など、様々な視点から検討を行う必要がある。

② 執行機関（市建設部）との質疑（予算決算委員会における審査）

分科会での調査研究を踏まえ、予算決算委員会において、限られた予算の中で地域の実情に即した形での効率的・効果的な除排雪体制、行政主導での降雪対策から自助、共助といった観点を盛り込んだ行政・市民・事業者が一体となった降雪対策の構築が必要との視点から、除排雪事業を論点として抽出し、重層的な質疑を実施した。

この中では、除排雪事業の現状と予算の執行状況について審査するとともに、各地区の除雪実態やニーズの把握を踏まえた効率的な除排雪体制や官民連携における役割分担の考え方、市民から意見が多数寄せられる私道の除雪や間口除雪への取り組みなどについて執行機関に質すとともに、私道の除雪について、実施要件の緩和などさらなる検討を実施するよう要望的意見を付したところである。

③ 先進地調査（建設委員会における行政調査）

調査地：秋田県秋田市（平成27年11月17日）

テーマ：秋田市ゆき総合対策基本計画を踏まえた除排雪の取組みについて

秋田市では、平成24年度の豪雪を契機に、少子高齢化、厳しい財政状況を踏まえた効率的・効果的な除排雪の推進など、総合的な視点から持続可能な降雪対策のあり方を検討し、平成25年10月「秋田市ゆき総合対策基本計画」を策定した。

本計画は、①効果的な道路除排雪の推進、②高齢者等支援の推進、③市民協働の推進、④安全対策の推進、⑤雪に強いまちづくりの推進、の5本の柱を取り組みの基本施策とし、重点項目、具体的な取り組みを体系的に整理している。また、行政・事業者・市民が一体となり、それぞれの役割を担うことによって、市民生活の安全・安心の確保を目指すものである。

面的除雪の実施、コールセンターの設置、G P Sを利用した除雪車両の管理などを実施するとともに、効率的な除排雪作業に必要不可欠な雪溜め場を確保するため、住宅地内の空き地を無償で借り受け、当該土地の固定資産税の一部を減免する制度を創設している。

また、除雪困難世帯に対する間口除雪など各種支援策、小型除雪機の貸出し等による市民が自ら地域の除雪に取り組むための支援策など、官民連携による除排雪体制の構築を図っている。

2) 水道事業の健全かつ安定的な運営について

(1) 取り組みの経過と考察

① 執行機関（市水道部）との情報交換

予算審査・決算審査において、水道事業会計が危機的状況にあることが判明したことから、執行機関との情報交換を実施した。

水道事業収益は、平成19年度をピークに減少を続けている。大きな要因は、使用水量の減少であり、平成27年度には平成19年度比で32.6%減少した。これまでも、職員数の削減、第三者委託の実施、企業債の繰上償還の実施など、内部経費の削減に取り組んできたが、平成26年度、27年度と続けて実質収支は赤字となり、内部留保資金で赤字分を補填することで事業を維持してきた。

しかし、現在更新中である滝沢浄水場の減価償却を実施すると、内部留保資金が底を付く見込みとなった。今後も人口減少に伴い使用水量が減少することが予測され、現行の水道料金では収益が見込めず、赤字経営が続くこととなり、水道事業の継続が不可能となるおそれが生じていた。こうしたことから、会津若松市水道事業経営審議会に諮問し、料金を引き上げるべきとの答申を受けたところである。

② 分野別意見交換会の実施（平成28年10月14日）

テーマ：「水道料金が市民生活、経済活動に与える影響について」

相手方：市民団体、水道利用団体、工場用水利用者

水道事業を取り巻く状況や経営健全化に向けた取り組みの調査研究の一環として、水道料金が改定された場合における市民生活に与える影響について

理解を深めるため、市民団体、各種団体との分野別意見交換会を実施したところである。

意見交換では、家庭や企業においてすでに節水などの自助努力は限界まで行っている状況であり、水道料金の値上げは、市民生活や経済活動に多大な影響を与えるとの率直な意見が出された。また、20%を超える改定率となることに対し、これまでの見通しの甘さを指摘するものや、人件費をはじめとした更なる経費削減等の努力をした上で改定すべきといった、水道事業経営に対する厳しい意見も出された。水道料金の改定を行う場合には、経済的に苦しい方々への緩和措置など、一定の配慮を求める意見もあった。

他方、今後も人口減少が進むと想定される中では水道事業の規模を縮小していくべきといった意見や、既存の水道施設を効率的に運用することで、更なる経費の削減、不用資産の売却などにより、今後の経営改善に繋げていけるのではないかといった、今後の経営安定化に向けた提案もなされた。

③ 水道料金改定に伴う条例審査（平成28年12月9日：建設委員会）

平成28年12月定例会に水道料金改定に伴う関係条例が提出され、建設委員会に付託されたことから、当分科会で実施した調査研究を基に、論点を抽出し、審議に臨んだ。

審議では、水道事業会計の現状と今後の見通しについての認識、これまでの経営努力や適正な水道料金のあり方などについて質疑応答を交わした。また、分野別意見交換会で出された経済的に苦しい方々への緩和措置、既存給水施設の効率的な運用についても執行機関の検討経過を質したところである。さらに、他地域への給水など水ビジネスへの考え方や、広域化の考え方など、今後の経営改善に向けた考えについて質疑応答を交わした。

こうした質疑を通して、水道事業会計の危機的状況を再確認するとともに、今後も安心・安全な水を市民の方々に届けるためには、安定した水道事業経営がなされる必要があり、そのためには水道料金の引き上げは必要であるとの認識から、建設委員会として条例案を可決すべきものと決したものである。

なお、条例案に対する委員間討議において、委員会の審査や、これまで当分科会で調査研究してきた事項について、周知する必要があるとの共通認識

に至ったことから、別添のQ&Aを含め、資料として取りまとめたところで
ある。

④ 先進地調査（建設委員会における行政調査）

調査地：群馬東部水道企業団（平成29年1月30日）

テーマ：水道事業の広域化について

群馬東部水道企業団は、平成28年4月に、群馬県の東部に位置する3市5町の水道事業を統合してできた組織である。今後の人口減少に伴う給水量の減少により給水収益が減少していくことに加え、水道施設の老朽化に伴う維持費の増加も見込まれ、各自治体における水道事業の財政状況が悪化することが想定されることから、その解決策として事業統合（広域化）に至った。

広域化の実施に当たり、中長期的な将来目標を定めた群馬東部水道広域化基本構想と、10年間の実施計画を定めた群馬東部水道広域化基本計画を策定し、さまざまな視点から課題分析と統合後の方向性を明らかにしたことにより、広域化に向けた意識の醸成に繋がったとのことである。

広域化の実施により、施設の統廃合による維持管理費の削減と広域的に水道施設が分散配置されるメリットを生かした有事の際の危機管理体制の構築が図られる。また、包括業務委託を導入して業務の効率化を図るとともに、老朽管や設備の更新等による工事量の増加に対してはD B方式（デザインビルド方式。設計施工一括発注方式）を採用することにより、事業の効率化と品質の向上を図る。

こうした取組みにより削減した経費を施設の更新費用に回すことで、サービス水準や品質を向上させ、経営を黒字化していく方針である。



群馬東部水道企業団視察の様子
(平成29年1月30日)

3) 社会資本整備について

本テーマは、前議会からの引き継ぎ事項として申し送りされた事項であり、先進地調査を行ったものである。

ア 調査地：宮城県仙台市（平成27年11月18日）

テーマ：下水道事業におけるアセットマネジメントの取り組みについて

仙台市では、アセットマネジメントにおいては、各部署がみずからの役割を確実に履行することが重要であるとの認識から、業務プロセスについて、業務手順、役割分担の内容を標準化するとともに可視化し、各部署の役割を明確にしている。

下水道が正常に機能しなかった場合の市民への影響の大きさとその発生確率（影響の大きさ×発生確率）からリスクの大きさを評価し、一目でその状態がわかるように、地図情報システムを活用し、可視化を図っている。これにより、中長期的な視点からリスクとコストを可視化することが可能となつたことから、下水道施設の維持管理・更新に係る費用を再検討した結果、年間で約100億円削減できる見通しとなった。

これら下水道事業におけるアセットマネジメントの導入は、本事業におけるリスク、コスト、パフォーマンスの最適化を図ることを通して、市民満足度を向上させることにある。現状においては、苦情等のデータの収集・蓄積、G I Sへの落とし込み、リスク評価の整備による、リスクの見える化、これらに基づく投資判断の実施、さらには予後の見通しを踏まえた対策の立案等を組織内部において行うことが可能となった。

イ 調査地：群馬県富岡市（平成29年1月31日）

テーマ：景観条例を生かした景観・まちづくりについて

富岡市では、富岡製糸場の世界遺産登録を目指したことを契機に、富岡製糸場周辺地区について、それまでの土地区画整理事業による開発から保存活用にシフトすることとした。

富岡製糸場周辺地区を保存活用する一方、上州富岡駅周辺及び富岡市役所庁舎周辺の整備を進め、絹産業遺産群の紹介スペースやポケットパークの整備を行うなど、歩行者動線の多様化を図り、市内の回遊性を向上させるとともに、観光客の増加に対応するため、駐車場の整備や、情報発信と休憩施設を兼ねたまちなか交流館の整備を行うなど、富岡製糸場の世界遺産登録を契機に、魅力あるまちづくりに着手しているところである。

また、景観条例の制定により、景観法に基づく規制誘導とあわせて、群馬県より屋外広告物規制に関する事務の移譲を受けたことにより、景観計画に即した屋外広告物条例を制定するなど、景観計画を法的に担保する環境を整えている。

住民との協働の観点では、ワークショップで出された意見を取り入れた富岡市景観形成ガイドライン「富岡風景づくりガイド」の作成、各種講習会の実施などを通して、市民の景観に対する意識醸成を行っていた。

第2章 政策討論会第4分科会の政策研究の中間総括

I 今後の方向性について

1 官民連携による除雪対策のあり方について

今回、分科会によりアンケート調査を実施したことにより、除排雪事業に対する市民要望が多岐にわたることが改めて確認できたところであり、今後も検討が必要な事項は主に次の8点である。なお、今回実施したアンケートは、市民、業者の声を直接お伺いすることができた極めて重要なものであり、次期分科会においても、以下の検討事項と並行して、さらに詳細に分析する必要がある。

- (1) 排雪について
- (2) 雪溜め場の確保
- (3) 地区と除雪業者の打合せ
- (4) 市による私道除雪
- (5) 地区の実情に応じた除雪体制
- (6) 市民との協働の推進
- (7) オペレーターの確保、育成
- (8) 除排雪インフラの整備

各課題の詳細については下記に示すとおりであり、さらなる調査研究を行ったうえで政策提言につなげる必要がある。しかし、予算や職員数、除排雪に要する物資が限られている中で、旧態依然の行政主導による除排雪体制では、従事するオペレーターの高齢化や人材不足も重なり、対応しきれない部分が出てくることが想定される。

こうしたことから、今後は、市民や除雪業者とさらなる連携を図り、官民一体で

「雪につよいまちづくり」を進めるべきであり、そのためにも、現在の除排雪対策事業に係る予算の執行状況を再精査することにより、課題解決につながり、かつ、継続可能な新たな除排雪体制の構築も視野に入れ、調査研究を進める必要がある。

(1) 排雪について

除雪により一時的に道路脇などに寄せられ山となった雪の処理については、市民との意見交換会では必ず意見を頂戴する事項である。市では、排雪作業を会津道路メンテナンス共同組合に委託し、排雪専門班を編成することにより迅速な排雪に努めてきた。この点については、市民との意見交換会において評価する声が上がるなど、一定の成果が見られる。

しかし、山となった雪により道路の見通しが悪くなることや、歩行者の安全確保の観点から早期の排雪を望む市民が依然として多いのも事実である。今後は、こうした市民意見をもとに、除雪・排雪の一体化など、速やかに排雪を実施する体制を、これまで以上に積極的に検討する必要がある。

(2) 雪溜め場の確保

効率的な除雪・排雪の際に必要となる一時的な雪溜め場については、アンケート結果からも十分に確保されていない現状が明らかとなった。また、雪溜め場の確保は、町内会や除雪業者が自ら土地所有者と交渉し、借りているケースが多くかった。

今後は、雪溜め場の確保に向け市による積極的な関与が必要と考えるものであり、その手法について、先進地の例も参考しながら検討する必要がある。

(3) 地区と除雪業者の打ち合わせ

現在、市が推進している面的除雪のメリットを最大限生かすためには、地区と除雪業者（オペレーター）間の打ち合わせは非常に重要なものである。今回のアンケート結果により、打ち合わせが十分に行われていないことが明らかとなった。また、町内会長やオペレーターが変更となった際、過去の打ち合わせ状況が引き継がれないケースもあると思慮する。

今後は、市の積極的な関与、打ち合わせ事項のルール化など、打ち合わせが確実かつ十分に行われるよう何らかの方策を検討する必要がある。

(4) 市による私道除雪

市が一部実施している私道の除雪については、現在実施している2つの市道に始点、終点がそれぞれ接する私道に加え、1つの市道に始点、終点とも接している私道について、執行機関より資料の提供を受け、場所、延長等を図面上で確認をしたものである。これを踏まえ、当分科会としては、これらの私道については、幅員等の要件が満たされた場合には除雪を実施すべきものと判断する。なお、袋路状の路線については、今後、各路線について検証を実施し、除雪実施の可否について検討する必要がある。

(5) 地区の実情に応じた除雪体制

アンケートでは、住宅地域、農村地域、商業地域など、地域によって除雪の問題点が異なることが明らかとなった。こうした地区における課題を検証し、これらにどう対応していくか除雪体制の検討が必要である。

(6) 市民との協働の推進

前述したとおり、今後の降雪対策は、市民との協働という観点が非常に重要なものとなってくる。現在、制度化されている小型除雪機械の購入費補助の拡充や、間口除雪業務に係る市民の事務負担の軽減に向けたさらなる方策など、市民が積極的に除排雪作業に協力しやすい仕組みづくりを検討していく必要がある。

(7) オペレーターの確保、育成

効率的・効果的な除排雪を実施するためには、実際に業務に携わるオペレーターの技術、経験が非常に重要な要素となるが、高齢化と担い手不足が喫緊の課題となっている。課題の背景を分析し、オペレーターの確保、育成に向けた仕組みづくりを官民連携で構築する必要がある。

(8) 除排雪インフラの整備

流雪溝などの雪対策インフラは、多額の費用を要することから、その整備が容易ではない点は理解する。しかし、アンケート結果から、大きな効果があることが明らかとなったことも事実であり、今後、既存施設の活用も含めた有効な方策を検討することは重要と考える。

2 水道事業の健全かつ安定的な運営について

水道は、市民生活・経済活動に欠かすことのできない重要なライフラインである。人口減少が進むと予測されるなか、安心安全な水を供給するためには、浄水設備や給・配水管といった給水施設の維持管理は不可欠であり、水道事業の健全かつ安定的な運営はその絶対条件となる。

今回の水道料金の改定により、水道事業経営は、危機的な状況から脱する見通しとなった。今回の改定の大きな要因は、大規模工場の撤退やリーマンショック、東日本大震災の発生など社会経済情勢の変化により、給水量が大幅に低下したことであるが、今後も、人口減少に伴い給水量が減少していくことが予測され、水道事業は厳しい経営を強いられるものと推察される。

今後は、予算審査、決算審査を通して、水道事業の経営状況やさらなる経営改善に向けた取り組みを注視していくとともに、水道を含めた社会资本整備のあり方についてをさらに調査研究を進めていく必要がある。

また、前述したとおり、水道は極めて重要なライフラインである。平成29年7月4日から5日にかけて発生した赤水による水道水の不具合のように、ひとたび不具合が生じれば多くの市民生活、経済活動に支障が生じるものである。安心安全な水を市民の皆様に提供できるよう、今後とも引き続き監視・検証を進めていく必要がある。

これまでの調査研究に係る経過一覧

年	月 日	内 容
平成 27 年	11月 4日 11月 17日 ～18日 11月 20日 12月 11日 12月 22日	□自主研究（問題分析のテーマ設定、建設委員会行政調査について） □建設委員会行政調査（秋田県秋田市＝秋田市ゆき総合対策基本計画を踏まえた除排雪の取り組み、宮城県仙台市＝下水道事業におけるアセットマネジメントの取り組み） □自主研究（建設委員会行政調査の総括） □自主研究（排雪対策のあり方、分野別意見交換会の開催について） □分野別意見交換会（会津若松除雪実施協力会）
平成 28 年	1月 14日 1月 29日 2月 10日 2月 25日 4月 7日 4月 12日 4月 25日 5月 30日 6月 17日 7月 20日 8月 4日 9月 28日 10月 12日 10月 14日 10月 19日 10月 21日 11月 2日 11月 21日 11月 30日 12月 21日	□自主研究（排雪対策のあり方、地区別意見交換会及び分野別意見交換会の総括） □自主研究（町内会へのアンケート依頼、今後の調査研究、分野別意見交換会の報告内容） □自主研究（町内会へのアンケート、降雪対策に係る費用の実態把握） □自主研究（町内会へのアンケート、除雪業者へのアンケート） □自主研究（町内会へのアンケート、除雪業者へのアンケート） □自主研究（町内会へのアンケートの集計、分析） □自主研究（町内会へのアンケートの中間報告） □自主研究（町内会へのアンケートの集計、分析） □自主研究（町内会へのアンケートの分析、除雪業者からの意見聴取方法の検討） □自主研究（町内会へのアンケートの分析、除雪業者へのアンケート） □自主研究（除雪業者へのアンケート依頼、水道事業会計に係る情報交換） □自主研究（新たな検討テーマについて、分野別意見交換会の開催について） □滝沢浄水場更新事業の経過視察 □自主研究（水道事業会計に係る情報交換） □分野別意見交換会（水道利用者） □自主研究（分野別意見交換会の総括、政策研究に係る中間報告） □政策討論会全体会・中間報告 □自主研究（除雪業者アンケートの集計、水道事業の調査研究） □自主研究（除雪業者アンケートの集計、分析、水道事業の調査研究） □自主研究（水道事業の調査研究） □自主研究（除雪業者アンケートの分析、建設委員会行政調査について）
平成 29 年	1月 16日 1月 27日 1月 30日	□自主研究（除雪業者アンケートの分析、建設委員会行政調査について） □自主研究（除雪アンケートの分析、建設委員会行政調査について） □建設委員会行政調査（群馬東部水道企業団＝水道事業の広域化について）

年	～31日	群馬県富岡市＝景観条例を生かした景観・まちづくりについて)
	2月9日	□自主研究（建設委員会行政調査の総括、除雪アンケートの分析）
	4月10日	□自主研究（除雪アンケートの分析、除排雪事業の課題抽出、政策研究に係る中間報告）
	4月19日	□自主研究（除排雪事業のあり方、政策研究に係る中間報告）
	4月26日	□政策討論会全体会・中間報告
	5月31日	□自主研究（除排雪事業のあり方）
	6月16日	□滝沢浄水場更新事業の経過視察
	7月10日	□自主研究（政策研究に係る中間総括）
	7月24日	□自主研究（政策研究に係る中間総括）
	8月9日	□政策討論会全体会・中間総括

資料

27会若議第608号
平成27年8月21日

政策討論会第4分科会委員長 石田典男様

会津若松市議会議長 目黒章三郎

前議会からの申し送り事項について（通知）

標記の件について、平成27年8月11日に開会されました各派代表者会議で協議された結果、前議会から申し送られた下記事項のとおりおおむね引き継ぐべきであると確認されました。

なお、下記事項に関する詳細について記載いたしました別冊資料を添付いたしますとともに、市長に対する提言事項も参考に添付いたしますので、よろしくお取り計らいくださいますようお願ひいたします。

記

I 政策討論会第4分科会の申し送り事項（平成27年6月25日政策討論会全体会で決定）

1 防災などの地域の諸問題解決に向けた地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について

本テーマについては、具体的なテーマを「雨水流出抑制による総合的な治水対策について」及び「除雪に係る諸課題について」と設定し、溢水対策及び降雪対策のあり方について調査研究してきた。

いずれにおいても、防災対策を講ずるためには、行政のみによる対策では十分とは言えず、改めて地域と行政等との連携の必要性を確認したところである。

その一方で、少子高齢化や人口減少の影響により、地域もさまざまな問題を抱えている現状にある。このような中で、地域の諸問題を解決していくためには、行政と地域などが話しあい、地域の実情を踏まえながら、それぞれが担う役割について共通認識に立ち、それぞれが主体的に活動していく必要があると考えられる。

本テーマの検討に当たっては、上記のことを念頭に置きながら、引き続き具体的テ

ーマを設定し、検討していく必要がある。なお、今期議会において設定した具体的テーマの今後の方針性については、以下のとおり整理したものである。

(1) 雨水流出による総合的な治水対策について

「雨水流出による総合的な治水対策について」は、前期議会からテーマとして取り上げ、調査研究を通じて当分科会の考えを取りまとめてきたところである。また、執行機関においては、平成27年度から2カ年の計画で総合治水計画を策定する考えが示されている。このようなことから、当市議会としては、これまで長きにわたり調査研究に取り組み、認識を深めてきた本テーマのあり方を踏まえながら、総合治水計画の策定経過を予算審査、決算審査等の機会を通じて監視していく必要がある。さらには計画策定後の具体的取り組みが計画に沿った内容となっているのか、市民や事業者など多様な主体の参加を得ながら、総合的かつ効果的な取り組みが推進されているのかなど、総合治水計画の進捗を絶えず監視していくとともに、市民との意見交換を通じて地域実態を把握しながら、総合治水対策のさらなる推進に向けて関与していく必要がある。

(2) 除雪に係る諸課題について

「除雪に係る諸課題について」は、今期途中からテーマ設定したものである。本テーマについては、市道の除排雪の推進という視点に加え、通勤・通学等に供する歩道の除排雪、除雪困難世帯への対応、私道の除排雪など多様な課題を認識しているところであり、これらに対応するためには、除排雪に係る窓口の一本化や地域住民との連携のあり方などさらなる検討が必要であるが、これらに係る検討はまだ緒に就いたばかりである。

今後については、地域の実態を踏まえ、より効率的・効果的な除排雪体制の構築に向けて、官民の協力体制の構築を基本としながら、そのあり方を検討するとともに、利雪などの視点も取り入れた総合的な視点から、安心できる市民生活を考えた雪に強いまちづくりを推進するため、さらなる調査研究が必要である。

2 都市計画の基本的方向性について

本テーマについては、具体的なテーマを「社会資本整備による都市計画の全体最適性について」及び「除雪に係る諸課題について」と設定し、調査研究を進めてきた。

これまで公営住宅の建て替えや都市計画マスタープランのあり方について調査研究してきた中で、都市縮減社会を迎えていける今日においては、社会資本整備のあり方が市民生活の安全・安心の確保や地域コミュニティーの維持に大きくかかわることを認識してきたところである。

また、厳しい地方財政の中で、都市縮減社会に対応した社会資本整備を図っていくためには、既存ストックの有効活用を図るとともに、社会資本の効果的・効率的な維持・更新を図ることが重要になるものと考えられる。

本テーマの検討に当たっては、上記のことを念頭に置きながら、引き続き具体的テーマを設定し、検討していく必要がある。なお、今期議会において設定した具体的テーマの今後の方針性については、以下のとおり整理したものである。(除雪に係る諸課題については、前出のとおり)

(1) 社会資本整備による都市計画の全体最適性について

道路、橋りょう、公園、住宅、上下水道などのインフラ系の社会資本は、どれも市民生活を支える基盤として欠かせないものである。今後、これら社会資本整備のあり方を検討するに当たっては、様々なインフラ系の社会資本を総合的な視点から捉え、これらが円滑に稼働し得るあり方について理解を深める必要があり、今後一層顕在化してくるであろうインフラ系社会資本の老朽化への対応策が非常に大きな論点になるものと考えられる。

今後においては、さまざまなインフラ系社会資本の個別具体的な整備はもとより、社会資本整備を総合的な視点から捉え、市民生活の安全・安心と健全な行財政運営の両立を可能とするあり方について、さらなる調査研究が必要である。

II 市長への政策提言事項（平成27年6月30日提言）

1 雨水流出抑制による総合的な治水対策に係る提言事項

① 既存のハード整備の計画的推進

現在、治水対策に係る既存の事業として、長期及び短期計画による溢水対策事業を推進している。今後、総合的な治水対策を講ずる上でも、これらのハード整備が基幹的な取り組みであることに変わりはないことから、今後策定される総合治水計画においても、当該事業に係る計画目標や進捗状況、今後の課題などを明確に位置づけ、計画的に推進すべきである。

② 多面的な取り組みの推進

ハード整備の計画的推進が重要である一方で、近年のゲリラ豪雨の頻発化や、都市化の進展による雨水浸透能の低下に対応していくためには、ハード整備のみでは困難である。

公共施設や民間企業、個別住居などにおいて、雨水の一時貯留や地下浸透を導入するなど、抜本的な対策を補完する多面的な取り組みを推進すべきである。

③ 本市の特徴を踏まえた総合的な治水対策の推進

総合的な治水対策の取り組みとして、雨水幹線整備や河川整備などに加え、これらを補完する取り組みとして、公共施設や民間施設等における貯留・浸透施設の設置、市道施設等における緑化の推進、各戸（市民）における貯留・浸透施設の設置、市民による取り組みの推進に向けた各種補助制度の創設、ソフト対策としての多様な情報提供など多面的な取り組みが想定される。これらについては、本市の特徴を十分に踏まえた上で取り組む必要がある。つまり、本市の降雨量の実態や気候、地形、地質状況、都市化の進展状況、水路等の配置状況、既存ストックの状況などを客観的に捉えた上で、講ずるべき方策を取捨選択し、より効率的、効果的に取り組むべきである。

④ 行政による率先垂範と市民等の参加促進に向けた取り組みの推進

総合的な治水対策は、行政のみで完結可能な取り組みではなく、市民や事業者など多様な主体の参画を得ていくことが重要である。そのためには、行政みずからが、公共施設の建設や改修の機会を捉えて、新たな取り組みを積極的に導入し、その効果を具体的に市民や事業者等に示し、多様な主体による取り組みを喚起することが重要である。

また、治水対策につながる効果を踏まえながらも、「雨水貯留による雨水の有効活用」や「雨水浸透による地下水の豊富化、良質化（環境保全への貢献）」など多様な視点からのアプローチにより、市民等の動機づけを高めていく必要がある。

⑤ 溢水発生リスクの把握と情報公開の推進

多面的な対策を講じても溢水被害を全てなくすことは非常に困難であることから、市民一人一人が被害を想定し、自助意識を高めることが必要になる。このような取り組みに寄与するため、市は溢水発生リスクをより正確に把握し、市民の自助意識の高揚が図られるよう、積極的に情報を公開し、多様な手法による情報伝達により、市民との情報共有に努めるべきである。

⑥ 多様な主体による連携の推進

総合的な治水対策として、多面的な取り組みを推進していくためには、多様な主体による連携が必要となる。例えば公共施設等における貯留・浸透施設の導入であれば、建設部局と公共施設を所管する部局（教育施設であれば教育委員会など）など行政内部の連携が不可欠であるし、雨水幹線整備や河川との関係では国県との連携も必要になる。多面的な取り組みを円滑に進めるためにも、市はこれら多様な連携を推進すべきである。

⑦ 実効的な総合治水計画の策定

多様な主体による多面的な取り組みを着実に推進する上で、治水対策のあり方（理念）、目標設定、基本方針や施策の方向性などを明らかにし、これを行政、市民、事業者等が共有し、一体的かつ計画的に取り組むため、総合治水計画を策定することは有効であると考える。

計画策定に当たっては、長期総合計画や地域防災計画、都市計画マスターplan、公共施設建設に係る関係計画など関連する計画との整合を図るとともに、取り組みの担い手である市民や事業者の参加も得ながら進めていくことにより、実効的な計画を策定すべきである。

⑧ 総合治水計画の進捗管理と着実な推進

総合治水計画策定後は、当該計画に基づき、多面的な取り組みを推進していく必要がある。また、計画全体の進捗を管理し、各事業の検証を通して、推進過程で生じた問題・課題等への改善策を適切に講ずるなど、当該計画の着実な推進に意を用いる必要がある。

除排雪についてのアンケート

※雪溜め場…道路の通行スペース確保のため、除雪機械により除雪された雪を一時的に溜めておく場所です。

地 区 名	
町 内 会 名	
記 入 者 役 職	
氏 名	
連 絡 先	

【問1】町内に雪溜め場^(※)はありますか

1. ある 2. あるが十分ではない 3. ない

⇒「2. あるが十分ではない」「3. ない」と回答された方は、【問6】にお進みください。

【問2】雪溜め場はどこにありますか、またその土地の種類は何ですか

※場所はわかる範囲でご記入ください。(住所、目印など)

※土地の種類は下記より選択してください。

(1.私有地 2.田畠 3.空き地 4.公園緑地 5.道路 6.歩道 7.その他)

(例) ○○商店の南側道路向かいにある地区住民の私有地 など

【問3】雪溜め場の所有者は分かりますか

1. わかる 2. わからない

3. その他：_____

【問4】雪溜め場をどの様にして借りていますか

1. 所有者にお金を支払う 2. 所有者に物品を支払う 3. 無償で借用

4. その他：_____

【問5】有償の場合、その具体的な中身を教えて下さい

1. 借地料(金額)：_____

2. 物品(内容)：_____

【問6】 問1で「2. あるが十分ではない」「3. ない」と答えた方へその理由をうかがいます

1. 設けたいが場所が見つからない
2. 場所はあるが借用できない

具体的な場所：_____

借用できない理由：_____

3. その他：_____

【問7】 シーズン前に除雪業者と事前打ち合わせを行っていますか

1. している
2. していない
3. その他：_____

【問8】 問7で「1. している」と答えた方へその方法をうかがいます

1. 地図を見ながら行う
2. 電話等でのやりとり
3. その他：_____

【問9】 除雪業者との打ち合わせ内容をうかがいます

※自由記載

【問10】 除雪について、何でもよいですのでご意見を下さい

※自由記載（歩道除雪について、排雪について 等）

アンケートは以上で終了です。
ご協力ありがとうございました。

地区除排雪アンケート 集約表(全体)

地区名:全地区 町内会数 503 回答数 302 回答率 60.0%

No.	地 区 名	問1(雪溜め場の有無)			問2(土地の種類:複数回答)							問3(所有者:複数回答)				問4(借りかた)			
		1 ある	2 不十分	3 ない	私有地	1 田畠	2 空き地	3 公園等	4 道路	5 歩道	6 その他	1 わかる	2 分らない	3 その他	1 お金	2 品物	3 無償	4 その他	
1	行仁	2	1	20	2	0	1	2	2	1	0	3	0	0	0	2	2	1	0
2	鶴城	3	4	10	1	0	1	3	0	0	1	6	0	0	1	0	0	5	0
3	謹教	5	2	14	4	0	4	2	3	0	2	6	0	1	0	0	0	3	3
4	城北	1	3	12	0	1	0	0	1	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0
5	日新	2	5	18	2	0	2	2	0	0	1	4	2	2	1	0	4	3	
6	城西	2	9	5	1	1	0	2	2	0	6	3	3	0	0	0	1	5	0
7	町北	4	0	1	0	2	0	0	1	0	2	4	0	0	0	0	0	4	0
8	高野	5	1	4	2	4	3	0	2	0	1	5	0	1	0	0	0	4	1
9	神指	5	1	1	0	2	2	1	2	1	2	5	2	0	0	0	0	5	1
10	門田	9	10	7	6	8	4	6	5	0	2	10	4	0	0	0	0	4	0
11	東山	4	3	1	4	2	3	3	0	2	5	2	1	0	0	2	4	2	
12	一箕	9	14	14	6	5	2	6	6	1	4	18	2	0	0	0	2	14	4
13	大戸	4	1	4	4	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	4	1
14	湊	5	2	1	2	5	0	0	1	0	4	5	0	1	0	0	0	5	2
15	荒井	5	3	5	2	5	2	1	1	1	2	5	0	2	0	0	0	4	1
16	館の内	1	3	3	1	2	1	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	1	3
17	川南	6	2	8	0	4	2	2	1	0	1	7	0	1	0	0	0	8	0
18	日橋	6	2	6	5	2	2	0	2	0	3	6	2	0	0	1	5	1	
19	八田	3	2	0	0	3	0	1	1	0	0	3	0	0	0	0	3	0	
20	堂島	4	2	4	1	3	1	0	3	0	1	4	0	2	0	0	0	3	3
合	計	85	70	138	43	49	30	32	38	4	37	107	18	12	3	12	92	27	
回答数に対する比率		28.1%	23.2%	45.7%	14.2%	16.2%	9.9%	10.6%	12.6%	1.3%	12.3%	35.4%	6.0%	4.0%	1.0%	4.0%	30.5%	8.9%	

No.	町内会名	問5(有賞の内容)			問6(なぜないのか)			問7(業者との打合せ)			問8(打合せ方法)			問9(打合せ内容)			問10(意見)		
		1 借地料(内容)	2 物品(内容)	3 その他	1 見つか らない	2 借用で きない	3 その他	1 して いる	2 して しない	3 その他	1 地図	2 電話	3 その他	1 記載 あり	2 記載 なし	3 記載 あり	1 記載 あり	2 記載 なし	
1	行仁	1万円	商品券	11	0	8	5	16	1	4	2	2	5	0	0	18	5		
2	鶴城			9	4	1	5	10	1	1	0	4	5	12	11	6			
3	謹教			6	3	6	6	12	1	2	1	3	6	15	16	5			
4	城北	酒、タオル等		9	1	5	4	11	1	2	1	1	5	11	11	5			
5	日新	現金(金額不明)		13	4	3	4	20	1	3	0	2	6	19	15	10			
6	城西	酒等		12	2	6	9	12	3	2	1	4	10	14	15	9			
7	町北			0	0	1	2	2	1	1	0	1	3	1	2	3			
8	高野			1	0	2	3	4	2	1	2	2	6	4	6	4			
9	神指			1	0	1	2	5	0	1	1	0	1	7	4	4			
10	門田	酒、菓子、商品券		8	2	7	10	13	4	7	1	5	13	13	19	7			
11	東山	商品券、酒		4	0	0	5	2	0	4	1	2	5	3	6	2			
12	一箕			14	3	8	20	14	2	6	3	10	17	20	28	9			
13	大戸			1	1	1	3	5	0	0	1	2	2	7	8	1			
14	湊			0	0	1	5	1	0	3	1	1	5	3	3	5			
15	荒井	10aで1万程		0	0	6	4	9	0	2	0	2	4	9	4	9			
16	館の内			3	0	2	0	6	0	0	0	0	1	6	2	5			
17	川南			4	0	6	5	8	1	2	0	3	6	10	7	9			
18	日橋	酒		1	2	3	4	7	1	2	1	2	5	9	8	6			
19	八田			1	1	0	3	2	0	3	0	0	2	3	3	2			
20	堂島			2	1	2	0	9	1	0	0	0	0	10	5	5			
	合計			100	24	69	99	168	20	46	16	46	107	176	191	111			
	回答数に対する比率	-	-	33.1%	7.9%	22.8%	32.8%	55.6%	6.6%	15.2%	5.3%	15.2%	35.4%	58.3%	63.2%	36.8%			

注:「回答数に対する比率」については、設問に無回答であった場合などがあるため、比率を合計しても100%にならない設問がある。

【問7】「3.その他」の回答に関する記載事項

(行仁地区)

- ・事前に実施要項が回ってくるので、それで確認している。

(鶴城地区)

- ・あいさつに来られたときに雪溜めの状態を話すくらいです。

(謹教地区)

(なし)

(城北地区)

- ・業者が挨拶には来ている。
- ・担当者から連絡あり。

(日新地区)

- ・事前の打ち合わせはないが、必要時は話をする。今後は事前打ち合わせが必要と思う。
- ・今度打ち合わせをしたいと思います。
- ・除雪業者が昨年同様と打ち合わせする。

(城西地区)

- ・県道が消雪道路なので水が出ている間に出て除雪する。
- ・除雪業者が挨拶に来ているが特に打ち合わせはしていない。
- ・今冬で2年目の業者で、初年度に住宅地図により、現地案内、詳細な協議実施。
- ・除雪業者が一度挨拶に来る。

(町北地区)

- ・1つの業者より電話でよろしくお願ひしますと連絡あり。

(高野地区)

- ・本年はじめて地区内除雪担当業者と連絡をとった。3社のうち1社からは役所に連絡要請しても連絡なし。
- ・空き地や畠作地及び水田の場所に置くのは可能。ただし自己所有であること。
- ・不具合がある場合、その都度電話し立ち会っている。12月には土木課にお願いに伺いました。
- ・配布路線図で確認、連絡先の確認、第1回除雪時点検。

(神指地区)

- ・担当業者が挨拶に来るだけ昨シーズン（今シーズンなし）

(門田地区)

- ・事前打ち合わせのできた業者と、できない業者があった。

- ・担当業者が挨拶に来たが、特に打ち合わせはせず。
- ・新規業者は挨拶に来たときに話をする。
- ・業者は来るが、場所は話をしていない。
- ・一部業者とは打ち合わせ済。

(東山地区)

(なし)

(一箕地区)

- ・挨拶に来た時に、昨年までの状況について少し話をした程度。
- ・挨拶に来る程度。(27年度シーズン前に一度業者が来た。25、26年度は無し。)

(大戸地区)

(なし)

(湊地区)

(なし)

(荒井地区)

(なし)

(館の内地区)

(なし)

(川南地区)

- ・処理時間、場所等の地図を届けてくれる。

(日橋地区)

- ・挨拶を受けた程度

(八田地区)

(なし)

(堂島地区)

- ・支所への届出、問い合わせによる。

【問 10】除雪に関する自由記載

(行仁地区)

- ・除雪機械の入れない幅狭道路の除雪対応をお願いしたい。
- ・側溝に「投雪」しないわけにはいかない現状である。
- ・交差点に雪が積み上げられ、見通しが利かないので排雪が必要である。
- ・私道が除雪されていないので、介護タクシーやゴミ収集車が入れないので除雪してほしい。
- ・除雪車が置いていった雪の塊で、門から出られない高齢者がいました。
- ・除雪業者の方に実地研修を行うなど、技術の向上を願う。
- ・除雪実施を前もって町内に回覧し、住民が協力してできる状態にしてはどうか。
- ・流雪溝が設置されているので、除雪にはそんなに困りません。
- ・業者と打ち合わせしたい。
- ・各町内に除雪機を設置すべきである。
- ・側溝は流雪が可能な設計にすべきである。
- ・歩行者道路は玄関前除雪として町民各自で行っている。
- ・ゴミステーション前に雪溜めしないでほしい。
- ・高齢者の居住宅を示すので、間口部分を除雪してほしい。
- ・排雪してもらわないと困ってしまう。
- ・町内の道路は、通学、通勤及び車道として利用されており、早朝の除雪が必要です。
- ・雪溜め場は私有地のため、排雪の連絡をいたしますので実施をスムーズに行ってください。

(鶴城地区)

- ・機械除雪後の後片付けの除雪が大変です。
- ・排雪をお願いしたい。
- ・町内に雪溜め場がないので、できればダンプで運んでもらいたい。
- ・少子高齢化の今どき一年間を通して「雪」の処遇については、最も困惑するところです。年々歳歳体力が衰え、雪片付けは大変苦労しています。
- ・排雪は一番ありがたい。
- ・広い道路は道路維持課、狭い東西道路は建築課担当のこと。同じ地区内なぜ2業者に振り分けるのか。効率を考えれば理解できない。
- ・広い道路でも真ん中のみの除雪のため、両サイドに残された分どうしようもない。もう少し広く除雪してほしい。
- ・商店街南側幅広道路のように排雪する所があれば助かります。
- ・積雪の多いとき保育園もあり朝夕送迎時の混雑に注意しなければならない。
- ・業者の責任者が現場に来て打ち合わせる（オペレーター立ち合い）
- ・行政側として除雪路線が違っているのは仕方ないが時間的に調整してほしい。
- ・雪溜め場以外の道路に雪を置いて、そこが雪溜め場のようになってしまふ。
- ・第三保育園、旧県立病院脇から東山に向かう道路の出入り口が、二段重ねのような除雪になっています。
- ・道路のカーブの所に雪を溜めています。道路脇の雪のため道幅が狭く排雪をこまめに

行っていただきたい。

- ・狭い私道に接している世帯部分も除雪すべきである。
- ・町内の道路は幅が狭く、雪溜めとなる場がない。緑地も十分な広さがないため除雪と同時に排雪のセットで取り組んでほしい。
- ・融雪時のザケた状態での交通障害も大きいものであり、除雪・排雪対策とすべき。

(謹教地区)

- ・ホテルニューパレス（中町 2-78）から会津つるやホテル（中町 2-88）まで融雪装置の修理をお願いしたい。
- ・町内が広く雪溜め場も何か所もある為、一律にコメントできない。代表例を記入。
- ・お年寄りが増えて、除雪後の置いて行かれた道路脇の雪の除雪ができない人々がいる。間口の広い家は大変になっております。
- ・側溝が閉じて歩道になり、雪の排雪に困っている。
- ・積雪で排雪が必要となった場合、すみやかに日時を決めて作業して頂きたい。
- ・除雪は各軒者の出入り口部分を側道に積み重ねて対応しています。当町内会は高齢者が多く、近所同志で協力しながら除雪して、苦慮しております。大雪の時は道幅が狭くなるばかりで、歩行者には大変危険です。市側での排雪方をお願いします。
- ・野口青春通りはレンガ通りであり、除雪車も入れず、現状はレンガがメチャメチャに壊れていて、市に全面修理を申し入れており、除雪に関しては道路の改修から始めないとダメと思います。
- ・各戸、処理しています。
- ・今年は何もないが、高齢者が多い地区なので、積雪が多いときが問題だと思う。基本的な除雪の方法は、自前で解決して頂くのが一番だと思う。
- ・自分の区域外だが、積雪時の子供たちの通学の際に湯川添いを通って通学を行うので、是非、市議会議員の力で、湯川添いの通学路だけでも良いので、除雪をお願いしたい。市では、市の担当区域ではないと言うが、子供たちのことを考えてもらいたい。
- ・数年前から除雪業者が変わった様だが、今の業者（作業員）は除雪技術が下手で、道路の端の方は除雪がなされていない。当町内は小学校・高校がある通学路なので、子供たちの為にも丁寧に除雪してほしい。
- ・新横丁市道は融雪施設がある。歩道上の除雪が住民の考え方により、無視している方がいる。
- ・本町 5 番地 15 号 - 17 号 18 号地が行政区として鳥橋に編入されている。ここは市道になっているが、大型車両が入れず、過去何回か大雪のため救急車が入れず、住民より苦情があった。昨年 11 月中に道路維持課に行き除雪の依頼をしてきました。
- ・雪溜め場の設置等の話は初めての事であり、私の判断ではなく、町内会としての総意が必要な為、4 月の総会の議題として取り上げ、話し合いたいと思います。
- ・当町内は、小中学生の通学路でもありますが、歩道がない為、このことを充分に考慮した除雪をしていただきたい。
- ・昨年まで雪がまとまって降る年は、来客用の駐車場が除雪の雪溜め場になります。
- ・住宅地の真ん中を通っている道路は砂利道で市の除雪が入らず、人力で除雪している。高齢者がほとんどで除雪できない人が多い。17 世帯できる人 3 名で行っている。私 1 人でやるときも多い。現在、私道から市道になるように行政に掛け合っており、9 月の議会にて議決すれば市道になる予定。平成 27 年 10 月 6 日道路維持課路政グル

プに申請済みであり、地主の了承得ている。

- ・町内に除雪車を所有している方がいて、歩道の除雪に協力していただいている。
- ・当地区は入口（県道から）が2か所の袋小路地域である。その為緊急時の対応の為、道路幅を大型車通行可能にしておきたい。
 - (1) 雪溜め場の排雪で除雪をスムーズにしたい。（団地角地の雪留め場利用について、市当局の理解があり、協力をいただいている。）
 - (2) 町内会関係道路ばかりでなく、団地側道路除雪の要望等も対応している。
- ・消火栓標識のない箇所の問題
積雪により所在が不明となる為、何か標識を設置することを要望。（県道歩道除雪の際に標識がないため、雪溜め場となることがあり、緊急時に対応できない。）

(城北地区)

- ・大町通りと中央通りは（温水パイプ埋め込み歩道）必要がなくなりそうですが、他の通路での除雪後の雪のたまり過ぎがなければ、間口の除雪だけなら、少人数のボランティアで何とかなるのでは？
市役所では他の雪国の状況の調査など参考となるようなことを調べていないのですか。やはり雪を流せる排水路を長期計画で考えてみる必要があるのでは。
(案) 地区毎に、また、時間帯毎に雪を出せる水路を考えてみてはいかがですか
また、地区毎に雪溜めのプールを東山の温水の利用も考えられないか。
軽のダンプの貸し出しなども考えてみては。
- ・(藤室街道東側歩道) 歩道除雪は、以前から市に要望しており実現してもらいありがたい。町内中央部は道幅が狭いのでこまめな排雪を希望する。特に通学路は学童安全のため必須。
- ・通学路など両側に雪が溜まり滑って危険である。無電柱化を進めるなどを考えるか、ロードヒーティングまたは通路の再整備でもしなければ解決しないと思う。
- ・重機による除雪は車道中のみで歩道が狭くなり、歩行が困難になる。もう少し片側でも幅を広げてもらいたい。歩道並びに駐車場前は重機が通ったあとは大きな雪の固まりになり片付けるのが困難。
排雪するためには、側溝に投雪せざるえない。側溝から水が溢れない融雪溝の設置があり、それから行政の指導により投雪の時間帯を決める。
- ・降雪量が多いときが続き、除雪されたものが歩道に寄せられ歩行は車道となり対応が必要を感じるときがある。特に子供たちは朝が早いので心配。
- ・除雪するといつても、道路の雪を両側に置いていくだけだ。したがって各自が自宅前は片付けしている。集めた雪は春先に広げて融かしている
- ・今年の冬は積雪が少なく問題なかったが大雪の年だと排雪しないと困る。
- ・降雪の際に玄関前に雪の固まりが置かれるのは高齢者にとって大変苦痛なので十分注意してほしい。
- ・歩道上に押した雪を早急に片付けできれば歩行困難が回避できると思う。
- ・道路が狭いので除雪して固まってしまった雪を早めに排雪してほしい。
- ・住宅と道路の間には雪を置いていかない。住民が出入りできるスペースは必要。
除雪の固まりは片付けが難しいので通路確保をお願いしたい。

(日新地区)

- ・七日町通り中央区の国道の側溝に水が流れていれば歩道の排雪に役立つと思います。
- ・インター南部幹線は融雪施設があり除排雪は必要ない場所です。
- ・七日町駅から中央通りまで約 900mは電線地中化と歩道車道とも完全融雪施設が実施すべく現在工事中であります。
- ・通学路のため除雪の回数を多くしてもらいたい。
- ・ちゃんとした排雪溝が完備してあれば問題ないのでですが。
- ・北小路通りは雪溜め場がないので、除雪のとき側溝近くまで除雪願いたい。
- ・歩道の除雪は責任を持って歩行者（通勤・通学者）のためやってほしい。
- ・歩道部分の 80%強は2人の町内会員が除雪機で歩道の除雪をボランティアでやっています。ただ、雪溜め場がないので、道路両側の縁石部分に山積みになっています。
- ・車道の雪を歩道側に移動しているだけなので、家から人も車も出入りできない。雪は出入りの邪魔にならないよう道路脇に山積みにせざるを得ない。道幅が狭くなり緊急車両の通行にも支障をきたすので、排雪の必要がある。
- ・除雪だけでなく排雪もしてほしい。
- ・日新地区から神明通り方面へ向かう道路の一本（金川屋ビル脇）で除雪されない道路がある。ビルの陰になりツルツルの大きな凹凸が発生し大変危険な状態になってしまふ。市民が危険にさらされているとするならば、いかなる手段を講じても解消しなければならない課題である。
- ・もう少し水が流れていればと思う。側溝つまりも考えられる。
- ・溢水対策による側溝整備が完了し感謝している。整備後は側溝に雪捨てができるないということですが、以前は何十年も利用し生活に役立っていた。昔からある側溝については整備後も雪捨てとして利用できる考え方もあって良いと思う。
- ・日新小学校通りの西側の生徒の通学路の確保。
- ・道路の広い所へ一時雪溜め場とした場合は、できるだけ早めに車両にて取り除いてもらいたい。
- ・区画整理で道路が整備され道路の幅が広いので除雪については困っていません。

(城西地区)

- ・特にないが、ただ、除雪の際の操作が未熟なところがあるようです。
- ・町内会住民の所有している田畠ではないが、周辺に田畠が多く住宅も込み合っていないので、雪捨ての場所に困ることはない。長年捨てさせてもらっているが、田畠の所有者からは苦情が出されたことはない。このアンケートがきっかけとなり、田畠の所有者から苦情が出ないことを祈りたい。

問題の一つですが、側溝の水量が上流の深川地区でコントロールされてしまうため極端に水量が減ると側溝に雪捨てが出来なくなり深川地区の水利担当者へお願ひに行かなければならぬことがある。側溝の水量は、下流側はお願ひしなければならない立場なのでしょうか？水利は上流側が握っているものなのでしょうか？

- ・歩道の幅も狭いので轍（わだち）にはまつ出れない車もあるので、優先的に除雪をしていただきたいです。一度除雪した雪が固まると手では排雪できなくなるので早めに除雪（排雪）してもらいたい。
- ・①歩道は住民が対処している
②排雪は今後さらに山取り（次の除雪用）が必要となる（置き場がないため）

市の直営でその場所だけ全て排雪されても不公平となる、排雪しない所で不満が出る。大型ダンプの入らない所をどうするのか。

③除雪担当者が障害物を含めよく知っているので排雪は一任すべき。

④市の直営と昨年2月に排雪の話をしたとき、きれいに全て排雪しないと町内会よりクレームが付くと言っていた。その必要があるとは思えない。無駄な出費となる。20m先の雪山には手を付けない。市より依頼されていないと、平成26年と同じでは区長として対応できない。

・地図を参照していただき、歩道除雪にて安全に通学できるよう道幅が狭くならないよう除雪と同時進行にて排雪してほしい。

業者はそこまでの予算をいただいているとのことでした。

・当地内は東西に県道が伸びており、近くに除雪車両の基地（県・市共に）があり、上り（北側に除雪）が1回とすれば、下り（南側に除雪）は時には3～4回の割合となる場合があり、帰りの除雪車が多いため、南側は建物の陰になる場合が多く、雪がいつまでも残る結果となる。よく考えて除雪してほしい。

・通勤に支障のないよう早めの除雪をお願いします。

・公園については、冬期間は使用できないので、道路に近い片隅は許可してほしい。朝10時頃除雪車が来るが、通勤・通学を考えるとこれでは遅すぎる。

・歩道や道路に雪溜めした場合に早めに排雪していただくようにしてもらいたい。

・除雪した雪が道路脇に積まれ、車のすれ違いが出来なくなることがある。

積まれた雪の早めの撤去をお願いする。

・当町内会館前に川が流れていますが、毎年その川に除雪された雪を捨てておられる様ですが、雪捨て場になっていなければ指導していただきたいです。
(毎年フェンスが曲がるなど、市の設備保全にも良くないです)

・市営住宅内道路の除雪は遅い（建設課担当）と一般市道は早い（道路維持課担当）除雪時間帯が異なり、市営住宅道路と一般市道が交差する部分に市道除雪の雪が溜まり市営住宅に入りするデイサービス等の車が難儀している。

前からお願いしていますが、同一地区は行政縦割り担当ではなく、同一業者で同一時間に除雪をお願いしたい。市営住宅内は高齢者が多く（町内会では75歳以上168名と多く）デイサービス等の車が朝9時頃から入りするため、交差する市道除雪の雪だまりをボランティアで除雪をしていますが重労働です。

・雪溜め場より定期的に市政において排雪するとの確約がない限り、雪溜め場の具体的な場所選定に入れないと。

・できるだけ縁石の近くまで除雪してほしい。雪溜め場は他にも用意できそうだ。

・毎年冬になると川の水が止められるので困っています。冬期間も水が流れるようにならないと雪の捨てるところがないので困っています。

（町北地区）

- ・隣接地区から当地区の田畠所有者に「雪溜め場として使用したい」と話があるが、春になると雪の後にはゴミ・砂利だけが残って対応に困っているという、当地区住民の話があった。金銭の問題ではなく、マナーの問題であると当地区民は言っている。金を払えば何をやってもいいのか。不満ばかりが多くなるのではないか。
- ・今年は雪がないため、特に問題もありません。

(高野地区)

- ・地域柄、農耕用トラクターで自宅前の除雪をしながら道路においても、昔からの習慣で隣の間口までの除雪は任務内の作業となっている事から、より比較的早朝から除雪するところが多いので、恐縮ですが、地区内の除雪は可能な限り早朝に対応されるよう要望したい。
「雪溜めの場」への土砂のまき込みも可能な限り少なくなるようご努力願いたい。
以前から要望しているように[問9]の記載要望に関連するが、早期に除雪業者を確定し、地区毎に区長、三役と除雪業者の話し合いの場を設けて頂きたい。
平成28年1月に本年度初めて地区内の除雪をしていただいた際、塀を新設した「みなし道路」の未舗装部の砂利をひっかき、舗装上に散乱させたとの地区苦情が寄せられた。除雪箇所の状況を降雪前に確認する等、事前調査が必要ではないか。
その為にも降雪前の除雪業者との打ち合わせが必要と考える。
- ・除雪業者の選定時期を早めてほしい。
(降雪後では遅いため、11月位までには決定し、12月初旬には各地区と打ち合わせ完了する位が望ましい)
- ・風が強く吹き溜まりがすごいので、朝、昼、晩の3回来てほしい。緊急車両が入れない状態になる。
- ・通勤・通学(バス時間)に間に合う様、歩道について除雪をお願い致します。
(市当局の都合もあるのかも?)
- ・周囲が田畠に囲まれており、一度除雪が終わってもすぐに吹き溜まりが出来て通行不可能になってしまふので、こまめに除雪してほしい。
- ・特に小学生の通学路で朝に除雪をして、その後雪が降らなくても、風による吹き溜まりができるで歩くのに大変な時があるので、もう少し頻繁に除雪をしてほしい。

(神指地区)

- ・市の担当者は除雪依頼業者と打ち合わせ、その前に市の担当者は、事前に現地で区長と確認をし、業者にその旨を指示、伝えてほしいです。
春になって雪ため場の跡を見ますと、土手を削ったり、プールの金網(フェンス)が曲がったりしています。早朝から忙しい作業ではありますが、気を付けて除雪作業を行ってほしいと思います。
私道を個人負担で舗装したところは、毎回の除雪作業は大変なので、年に2~3回程度の大雪時には業者の除雪作業を入れていただけませんか?
- ・高齢になってきましたので除雪作業が大変です。
- ・毎シーズンの事ですが
①(別紙参照)の交差点の角に死角になるほど積み上げられ危険である。
毎シーズン注意とお願いをしているが常識的に判断できないのか、除雪だけすれば良いとの考え方なのか、指導願いたい。
- ②(別紙参照)の農道であるが、道路を塞ぐように積み上げられ、春先農家の方より通行できないと苦情あり。
- ・除雪の関連する行政の制度等はあるのですが、地区として活用していく人材等がいません。(除雪業務委託、除雪機購入補助金等)
- ・部落の中に入つて除雪をする時にもっときれいにして除雪してほしい。
また、障害などがある所はよく注意して物体を壊さないよう気をつけてほしい。

(門田地区)

- ・通学路の歩道は排雪をお願いしたい。
- ・通学路で歩道のない道路の除雪について、学童が歩けるような除雪をお願いしたい。
- ・除雪業者は区長と打ち合わせをするように、役所が話をしておくことが良いと思う。
- ・交差点の隅切り部分に除雪した雪を溜めた場合は、危険であるため速やかに排雪願う。
- ・道路に対して除雪する幅が狭いと思います。
- ・オペレーターにより技量に差があります。
- ・除雪車が入った後の後片付けが大変なので、丁寧に除雪してほしい。
- ・町内の河川敷のほうに捨ててもらったほうが良い。
- ・除雪が下手なので、除雪業者のオペレーターの方々を研修に行かせるようなシステムが必要なのではないか。
- ・補助金制度を利用して除雪機を購入して半額助成してもらいました。今後は地区として歩道除雪体制を確立したい。また、本当に雪が多いときには業者に歩道の除排雪をお願いしたい。
- ・道路に塩化カルはできるだけ撒かないようにしてはどうでしょうか。
- ・アパートを借りている人の場合、道路に2~3台駐車しています。除雪の際、片方に偏りがちなので困っています。
- ・融雪後、3月中旬ごろ借りた雪溜め場の掃除をして御礼のあいさつに伺う。
(来年のため)
- ・今年度より雪溜め場としていた畠に、所有者が看板にて雪溜めしないように表示がされた。
- ・ヨークベニマル門田店の東側道路は通学路にしているため除雪要望しているが、狭いのとフェンスがあるため困難とのことですが検討してほしい。
- ・雪溜め場については、将来について考えています。(現状がいつまで続くか疑問)
- ・屋根の雪が道路に落ちる家があり困っている。議会で対策を考えてください。
- ・寄せ雪により道幅が狭くなった時に搬出してほしい。
- ・市役所に電話をしているが、あまり多く電話をすると嫌がられて、あそこの区長はうるさいことがある。
- ・狭い道路の除雪の仕方、雪溜め場がない。
- ・通学路は建物の陰になり凍結箇所があるので、消雪剤をまいてほしい
(例：門田小学校北側道路)

(東山地区)

- ・町内の市道は狭隘なので雪溜め場に困窮している。
- ・積極的に雪を活用する等PRすべきである。
- ・団地内、学校周辺で除排雪車両は徐行を願う。
- ・間口除雪を冬期間に仕事がない人に仕事として活用する方法を検討してほしい。
- ・除雪機械の入らない通学路の除雪をお願いしたい。
- ・西会津の除雪がすばらしいと聞き及んでいる。基準などを知りたい。

(一箕地区)

- ・ガードレール、階段の手すり等、除雪等で押された(破損した)箇所の復旧対応に時間がかかりすぎである。また、予算がないのか、仮復旧等で終わっている箇所がある。

子どもの通学など危険なので、対応してほしい。

- ・曲がり角に除雪した雪を山積みにしないでほしい（視界を遮るので）
- ・除雪中の看板を立ててほしい。また、住宅内は、監視員が欲しい。
- ・ゴミステーション近辺の除雪を丁寧にお願いしたい。
- ・1月19日（火）早朝除雪車が町内で活動して下さいました。前年は大雪で苦労しましたので、こんな冬もありかな・・・と近所中で話し合っています。寒さは厳しいですが、積雪にならなかつたことは本当に感謝しています。今後とも、除雪のことは、雪国会津ですのでよろしくお願ひ申し上げます。
- ・当地区より松長コミセンに向かう歩道が、小学校の通学路となっているので、除雪が必要であると思う。
- ・除雪対象になっていない歩道は、歩行できないため、車道を歩行せざるを得ない状況にあり、危険を感じる場面が多々ある。
- ・松長団地には、北側に調整池があり、冬場の排雪場所として利用するよう、道路維持課等に要望しているが、いまだに湯川の方まで運賃をかけ、運搬しているようだ。
- ・歩行者の方が弱い立場なので歩道の除雪は積極的に行ってほしい。
- ・問6に書いたとおり、田、畑に雪を押し入れるので、用水路の土手が崩れたり、水取口が壊れたりする。そのため地権者は、雪を入れるのを嫌がる。
- ・県営住宅の為、市の除雪車による除雪は一切なく町内会で除雪業者に委託している。積雪によるが、毎年町内会費より約100万円位の支払をしている。通路くらいは市の除雪車にて除雪してもらえないのか？
- ・今年は雪が少ないので、あまり困った事がありませんでした。
- ・雪溜め場も必要であるが、速やかな排雪を希望する。緊急時に支障を来たすおそれがあるので、毎年、すみやかな除排雪の要望書を提出している。
- ・当団地西側に市の公園があつて、前は、そこに排雪できた。東日本大震災での仮設住宅が設置され、排雪できるスペースが狭くなり不便している。空いている仮設住宅等を整理して、排雪スペースを作つてほしい。
- ・除雪業者に排雪まで責任をもつていただく一貫した除排雪体制をとっていただきたい。
- ・町内に緑地公園が3か所あるが、法的制約があつて雪溜め場にはできないとのことです、冬期間だけでも制約を解除し雪溜め場に活用するようにしてほしい。
- ・町内の高齢化が進み、自力での除雪やボランティア除雪も限界が近く、5年、10年先の居住に不安を感じる。
- ・流雪溝があればいい。
- ・除雪担当へのおまかせでなく、市の担当の方、町内の意見要望なども聞きながら、町内としてどのようにしてほしいか、また、困っていることはないかなど、聞き取りをしてもらえば大変ありがたいと思います。
- ・担当のオペレーターさんが丁寧で、評判が良い。
- ・今年は例外ですが、除雪をしても排雪をしないので、いつも業者に電話をしている。十字路に除雪し、山積みになり、事故が多い。通学路にはみ出して積んである。ゴミステーションの前は、除雪をしたままだ。道路維持課、業者には電話している。
- ・当町内の歩道は、戸ノロ堰に蓋をしただけの狭い歩道です。そこに屋根からの落雪と除雪による雪山で通行不能です。（反対側が素掘りの戸ノロ堰があるため。雪が入ると町内が溢水する）過去に私有の除雪機で通路確保は行ったが、縁石に凸があり、オーバーを破損してしまい、止めました。排雪には不動川を利用しても良いと思います。

- ・今年度は、雪が少ないからいいけど、多く降る時は、業者が余りにも勝手に雪をかい
て、雪のかき方もでたらめになる。(除雪したようにごまかす)歩道に自宅から出して
自分の土地をきれいにしておく新興住宅も多い。
- ・今年は今まで雪が少ないこともありますが助かっております。当町内は、現在の姿
になってから日も浅い町内会であり、張り巡らされた全ての市道も6m以上であり、
住宅地としての道路網は完成していますので、除排雪の苦情はそれほど多くはありませんでした。
- 私の居住地は、公園の北側に1か所、東西に2か所出入り口がある東側に隣接してい
ます。過去の話ですが、多雪の年に公園に車止めを外して除雪した雪を投入したとこ
ろ市(花と緑の課若しくは道路維持課のどちらかと思われます)の担当から相當に怒
られたようなことを除雪作業を受託した業者の方から聞いたことを思い出しました。
そのようなこと也有ってスノーダンプでの人力による排雪は問題がないというよう
なことを確認し、現在に至っております。今回、区長の任期終了時にアンケートの依頼
があったことから、良い機会と思いこのような長文になりました。加えて、私は現在
地に住んでから約20年になりますが、公園東側に設置されているコンクリート製の既
製品水路の設置目的が不明です。公園内に降った雨水の排除のためならば、公園の縦
断勾配がそのようになっておりませんし、夏場の車止めは必要であっても、冬場の除
雪した雪置き場として利用することは、周辺の住民に理解を得られると思います。な
ぜ雪を置くことがダメなのか会社に聞いてみたら、出入り口が除雪車に対応する
構造(軽加重対応の製品とのこと)となっていないからだそうです。昨年のように多
雪の年には、排雪のためのダンプトラックや積み込み作業の重機、更には作業の安全
確保のためなどに配置する作業員の費用など、長い目で見れば近間にある施設(公園)
の構造改良により、出入り口を補強などしての利活用が求められます。また都市公園
であるから、いざという時の避難場所として確保しておく必要があるなどと説明があ
りましたが、誠に陳腐な思考力であり柔軟な発想力が求められます。周辺には、いざ
というときは、十分に代替箇所は確保できると思慮されます。除雪した雪の一部をつ
るかめ公園に借り置きすることでどの程度の波及効果があるのか解りませんが、少な
くとも周辺に借り置きした雪の排雪費用は軽減されると思います。
- ・扇町自動車学校跡地は現在、大熊町仮設住宅になっているが、公園用地として確保(扇
町土地区画整理事業)されているか。公園用地は、災害時避難場所としては解るが、
余りに広すぎるのではないかだろうか?全体の1/3位を排雪用地として活用する方法
もあると思うがどうだろうか?
- ・交差点付近に集雪したらすぐに排雪してほしい。特に通学路は、信号見落としや子供
達の姿が見えない場合がある。安全ボランティアに頼っている現状です。市有地の公
園等や空き地があれば、対応が出来るのではないかと思います。
- ・もっときれいにかけてほしい。
- ・団地などの駐車場から出た雪を除雪車が持って行ってくれるので最近は良くなつたが、
駐車台数を制限しないと大雪の時はたいへんです。
- ・除雪機の運転手によって除雪の仕方がまちまち。丁寧にやる方と通り一遍のような方
がいて、その都度業者に連絡してもう一度除雪してもらうようなことがある。その辺
は、業者任せなのでしょうか?
- ・10cm以上となつたら出動すると聞いていたが、出動が遅れがち。子どもたちの登校、
会社員の出勤前に除雪してもらわないと意味がない。大変だとは思いますが、昼頃来

ても朝早くから多くの方が雪の中を歩いていくので細い道が出来ている。歩道除雪も大きな道路と同じ様に除雪願いたい。

- ・住宅街の道路は歩行者も車両も通行しており除雪は丁寧な配慮をしていただいているので継続してほしい。
- ・町内に130mほどの私道（生活道路幅員4m）がある。ゴミ収集車、宅急便、ガス運搬車、郵便配達等の車道を確保するため、毎年除雪に苦労している。数軒で高齢者での除雪は本当に辛くて大変です。
- ・屯所（消防団）の前には、雪を押し込まないでほしい。（交差点なので排雪する場所がなく、屯所内に押し込まれている。）
- ・滝沢街道の歩道（通学路）も除雪してほしい。（狭いので小さな除雪機が必要）

(大戸地区)

- ・住宅地以外（住宅に接していない区間）の歩道の除雪をお願いしたい。
- ・道路除雪の雪が歩道に積り、歩道除雪を住民が実施している。
- ・幅の狭い（2m）市道の除雪をお願いしたい。
- ・除雪機の入らない歩道は、町内の役員が除雪しています。
- ・雪溜め場がないので確保してほしい。
- ・積雪が多くても除雪機が来ない時があるので、積雪量がわかるようにカメラを付けて管理できるようにしてほしい。
- ・大豆田、香塩地区の歩道は小中学生が通行するので、まめに排雪してほしい。

(湊地区)

- ・数センチの雪でも業者の判断で除雪しているので迷惑している。
- ・1日3回も除雪されると、間口除雪に困難している。
- ・通勤、通学路線は午前7時までに終了すべきである。
- ・歩道に消雪の水がたまり凍結して危険である。結果して車道を歩くことになり危険。
- ・排雪場を原川にしてほしい。
- ・国道294号付設歩道除雪は継続してお願いしたい。

(荒井地区)

- ・15cm以上で除雪出動しているが、風が強いと雪が降らなくても道路に吹きだまりができ、車が通れなくなることが多々ある。状況に応じて臨機応変に対応していただきたい。
- ・毎年、蟹川橋及び会津大橋の除雪が悪いです。改善を求めます。
- ・除雪してほしい時に来てくれない。いつも住民のトラクター等の除雪が先です。
- ・地区内道路が狭い為、市の小型除雪機が入れずトラクターによる除雪を行なわざるをえません。何らかの助成が有ればと思います。市の職員の方にも幾度の相談した経緯がありますが、正規の除雪作業車ではないとの断られています。
- ・今年は今のところ以上なしと思われる。

(館の内地区)

- ・一応、雪溜め場はありますが、地内の方々は、地区内の2か所の用水路に排雪している。

- ・私は、市除雪に臨時の雇用として働いていますが、市直営除雪隊は、確実、安全にきれいに除雪を行っておりますが、建設業者委託路線の一部では、不確実で稼働時間のごまかしがあると聞いております。
- *稼働時間のごまかしとは、市等から借用した重機のエンジンをかけたまま、除雪をしないで停止してアワメーター時間を提出して、お金をもらっている悪質業者がいるとのことあります。
- *今年度から試験的に導入した「スマホ」を重機に設置を義務づけ、稼働時間のごまかしをさせなければ、何億も除雪費が浮くと思います。来年度はスマホの設置義務をお願いします。
- *市民の方々へ道路に雪を出さないよう指導してください。(除雪後すぐ道路に雪を出す人がいる。)

(川南地区)

- ・あまりにも早い除雪の為、出勤時には、また雪が溜まってしまう。
- ・県道（401号）からの道に通学路のポール数がもう少しあっても良いと思う。
- ・合併して、除雪の出動の基準が市内の為、北会津地域の降雪量が出動基準になつても出動できない。
- ・除雪の開始時間を通勤・通学前に終わる時間にしてほしい。
- ・降雪量が基準値以下でも、川南小学校の通学路だけは、登・下校時間前には除雪をしてもらいたい。
- ・町内除雪のやり方に問題がある。
- ・もう少し朝早目に除雪してほしい。
- ・大島地区（旧大島新田）から西麻生地区への連絡道路と西部幹線道路の連絡道路として、農道北会津84号線の除雪をしてもらいたいです。
- ・現在のところ除雪に関して、特に問題となる点はありませんが、マンホールの蓋や道路脇の施設等には十分注意を行い、除雪していただきたい。
- ・

(日橋地区)

- ・雪溜め場に高く雪をおかれると丁字路での左右確認が大変な時があります。
- ・土曜日、日曜日、祝日の時大雪の場合は、敏速に対応してほしい。
- ・出来れば、もう少し広めに除雪をしてほしい。
- ・私の周辺が水田で砂利が入るのが困る。雪を水田に入れる時は、上手まで削って入れてほしい。
- ・出勤時間帯になる前の除雪、更にきれいに除雪をお願いします。
- ・昨年に比べて除雪ポールが多く設置されていて良い。集落内は道路が狭いので、路側へ雪を置けないので、行政に頼ることなく可能な流雪溝の整備が必要と考える。
- ・冬期間、間口除雪机、見守りなどにより高齢者宅及び1人住まい住宅の除雪を市で進めていることは大変ありがとうございます。
- ・現在空き地があり、雪溜め場として利用しているが、建築されると設けたい場所がない。
- ・雪溜め場が満タンになると、排雪を実施していただいている。
- ・市道と私道の接点に雪がたくさん積もって固まっている。毎回スコップで排雪している。

(八田地区)

- ・市道であるにもかかわらず、幅員が狭いことで舗装改良されていない箇所があり、生活道路として利用している個人が除雪をしている。舗装されれば除雪も楽になると考えられる。
- ・今年度から除雪業者が変更になりましたが、いつもより丁寧です。昨年までの様に道路両側に赤白の棒を町道だけでも立ててほしいです。風雪の時方向が分からぬときがあり不便です。ガードレールの両側、側溝の蓋及び段差など破損防止のため、よろしくお願ひいたします。

(堂島地区)

- ・特に問題になるようなことはありません。
- ・消雪道路の管理者の連絡先は代表者には文書で連絡してください。
- ・シーズン終了後除雪で破損した場所を良く確認し、破損部が有れば至急対処してほしいです。
- ・今年は、特別であるが、例年の通り積雪がある場合、1日中降っていた日は、早朝だけでなく、夕方の除雪もお願いしたい。
- ・道路に面した家屋で無住の家があるので屋根からの落雪は近所の人が好意で排雪しているが支所でも留意していただきたい。
- ・良好なので別になし。
- ・個人宅の入口前には極力雪を置かないでほしい。

除排雪についてのアンケート

※雪溜め場…道路の通行スペース確保のため、除雪機械により除雪された雪を一時的に溜めておく場所です。

業者名	
記入者役職	
氏名	
連絡先	

※該当する番号に○若しくはご記入下さい。

【問1】平成27年度に担当されている地区（町内会）は、どこですか

（ご担当されている全ての地区をお書き下さい。）

- | | | | |
|---|----|---|----|
| ① | 地区 | ② | 地区 |
| ④ | 地区 | ⑤ | 地区 |
| ⑦ | 地区 | ⑧ | 地区 |
| | | | 地区 |

【問2】担当されている地区に除排雪の際の排雪先（雪溜め場）はありますか？（2又は3の方は、問3にお進み下さい）

1. ある 2. あるが利用していない（利用できない） 3. ない

【問3】問2で、2. あるが利用していない、又は、3. ない、の方に伺います。排雪場所（雪だめ場）になりそうな場所（空き地等）があれば、具体的な場所をご記入ください。

（例：〇〇の近くの空き地、〇〇さんの田畠、など）

- | | | |
|---|------|---|
| ① | 地区→（ | ） |
| ② | 地区→（ | ） |
| ③ | 地区→（ | ） |
| ④ | 地区→（ | ） |
| ⑤ | 地区→（ | ） |
| ⑥ | 地区→（ | ） |
| ⑦ | 地区→（ | ） |
| ⑧ | 地区→（ | ） |
| ⑨ | 地区→（ | ） |

【問4】担当地区の区長等と事前に、除排雪に関する打ち合わせを行っていますか

1. している 2. しているが十分ではない 3. していない
 4. している地区と、していない地区がある
 5. その他_____

【問5】区長等との打ち合わせ内容を、打合せをしていないときはその理由をうかがいます。

※自由記載

【問6】除排雪業務で使用する機械は、自社所有か否かをうかがいます

1. 自社のものである
 2. リースである
 3. その他：
-

【問7】除排雪に関する委託料は適当だと思いますか？

1. 十分である
 2. 十分ではないが、妥当である
 3. 十分でない
 4. その他：
-

【問8】市の除排雪業務に従事する従業員は十分に確保されていますか？

1. 十分に確保している
 2. 十分ではないが、確保している
 3. 確保しているが、状況によっては、次年度以降の対応は困難である
 4. その他
-

【問9】平成27年度は、除雪に関する出動が少ない状況でしたが、出動手当等についてどう思われましたか？

1. 十分だった
 2. 十分ではないが、仕方がないと考えている
 3. 当初の見込みより少なかったため、生活などに支障をきたした
 4. 除雪出動が少ない状況が続く場合、次年度以降の対応は困難である
 5. その他
-

【問10】除排雪に関する困りごとやご意見をうかがいます。

※自由記載

(地区との連絡調整、雪溜め場の確保、オペレーターの確保、機械の維持管理 等)

アンケートは以上で終了です。
ご協力ありがとうございました。

除雪実施業者アンケート全体集約表(問1、問3を除く。)

設問	問2 (雪溜場)					問4 (打合せ)					問5 (打合せ内容)					問6 (機械)					問7 (委託料)				
	1 ある あ る	2 利 用 な し	3 な い	1 して いる い	2 不 十 分	3 し て い な い	4 両 方	5 そ の 他	記載 あり	記載 な し	1 自 社	2 リース	3 そ の 他	1 十 分	2 不 十 分	3 不 当	4 そ の 他	1 十 分	2 不 十 分	3 不 当	4 そ の 他				
選択肢	64	7	35	60	12	16	20	1	48	58	84	18	10	6	66	30	9								
回答数																									
割合	60.4%	6.6%	33.0%	55.0%	11.0%	14.7%	18.3%	0.9%	45.3%	54.7%	75.0%	16.1%	8.9%	5.4%	59.5%	27.0%	8.1%								

設問	問8 (従業員)					問9 (出動手当)					問10 (意見)				
	1 十 分	2 不 十 分	3 困 難	4 そ の 他	1 十 分	2 不 十 分	3 支 障	4 困 難	5 そ の 他	記載 あり	記載 な し	記載 あり	記載 な し	記載 あり	記載 な し
選択肢	26	67	10	4	1	58	28	28	4	44	44	44	44	44	60
回答数															
割合	24.3%	62.6%	9.3%	3.7%	0.8%	48.7%	23.5%	23.5%	3.4%	42.3%	57.7%				

問4 その他：記載事項

記載内容
連絡しても取りあえないことがあつたが、区長が変わり現在は大丈夫である。
高塚地区とは実施しているが、葉山団地とはしていない。
通勤・通学前に実施しているが日中ざけてきたら適宣行つている。

問5 記載事項

記載内容
交差点周辺の除排雪等について話がありました。
ロータリーで歩道除雪のため歩道内に除雪していくため
障害物の確認。集会所等の除雪依頼。
時間帯と一時置きの場所
排雪先の確認について。
新規の路線だつたため、各区長との打合せは十分な説明をして了解してもらつたが、雪が降らなかつた。 雪を置いてはいけない場所等
初めての路線は、立ち会いで雪を捨てる場所等を話し合う。その後は例年通りで安全除雪に努める。
・田んぼの所有者へ雪溜め場（捨て場）をお願いして頂きたい。
・区長との時間が合わない。会いたくないと言う区長もいる。
・雪を集積する場所の確認。
除雪の路線説明。雪溜場の確認。前年の除雪に対する意見・要望。除雪の時間帯・順序に対する質問。 旧市内は雪溜場がない あいさつだけ

市担当職員と排雪の打ち合わせを行っている。

雪溜め場の確認、協力、一人暮らし老人宅の確認。

雪溜め場所の件について打合せに行きましたが、区長が不在でした。

・区長と協議しているが、区長が変わると話しても理解して頂けない。その為除雪が悪いとクレームがつく。雪溜め場の小さい箇所は除

雪後、排雪の要望が寄せられる。雪溜め場のない所は道路の両側に置く以外ない。雪溜め場の小さい箇所は除雪が悪いとクレームがつく。雪溜め場の小さい箇所は除

雪後、排雪の要望が寄せられる。雪溜め場の説明会を実施して欲しい。次回除雪が可能な対応にするには除雪を請け負っている業者しか分からぬ
・区長が理 解して頂いている箇所は、問題は起こさない傾向にある。
・市は、区長に対して除雪の説明会をさせて欲しい。
・排雪は、除雪をしていいる業者にさせて欲しい。次回除雪が可能な対応してきた。

担当する地図、雪置場の地図、事務所、オペレータの連絡先、除雪の期間などを書いた紙を手渡し、区長さん要望などを伺う
ようにしている。

各区長と雪溜め場の場所のことで話をするとが実際その場所がないので困っています。大変でも、ある程度雪を溜めた段階で早
めに排雪しないと除雪している業者が住民から苦情を言われます。(オペレーターが一番困っています)

除雪道 路内に駐車しないよう町内に回覧等で徹底していただくよう打合せをする。

除雪により各家庭の入り口に雪を置いた場合は、各自で片づけ、道路に出さないよう啓蒙を徹底してもらう。
長年にわたって行っているので、相互の理解を得ている。

地元なので敏速な対応を行えるため問題はない。
あいさつ程度。

各コース、排雪場所、注意場所・住宅、時間帯、区長が知っている家族構成（病人等）

担当する旨の連絡（会社名、オペレーターの名前および連絡先）

歩行者の安全確保及び渋滞緩和

区長自身が回り番で、雪溜め場（空き地）の使用有無まで管理していない。
(阿弥陀町・千石町二之区・千石町三之区、雪を溜める場所が一切ない)

車道部：除雪時刻、順序等を区長へ周知している。

湊地区の2路線については、ほぼ決まっているので挨拶程度ですが、居合地区については、あるにはありますが、溜場までが長すぎる (時間がかかる)他社とも協力しています(佐藤林業様と)
道路維持課からの依頼で幹線道路の排雪のみの為
毎年、同じ様に作業をしているため、特に打ち合わせの必要は感じない。電話により今年もよろしくお願ひしますと挨拶程度。
空き地の地主と連絡を取り許可をもらっている。
区長と打ち合せをすると、市役所で決められた路線以外のところもやるよう言われて返答に困ります。
排雪に関しては心配することが何もない。
雪留場の確認、スノーポールの設置、出動時の確認。
雪溜め場についての確保場所等の確認
排雪を必要とする場合の目安(雪溜め場が満杯になった場合など)。
町内の方々への周知(除雪作業の稼働時の目安や路上駐車を控える等)
雪の置き場、自宅の雪の出し方について、松長は雪のやり場がないので除雪車が来ると家の雪を道路の真ん中に出すので除雪が進まない為、回観等で協力を求めるよう打ち合せをしている。
散布するコースが決まっている。

問10 記載事項

記載内容
天候による作業のため出動判断するのに健康管理が大変。
天候による作業のためオペレーターの交代要員、育成確保が難しい。
地元や一般住民の要望が多くなってきた。

田畠の道路では排雪に特別ないが、住宅地内の排雪を地区担当業者に任せてもらいたい。たとえば自社の場合ダンプを使用しても、ローダーのスノープラウをバケットへ交換して排雪を行うなど、住民の要望、苦情に対し早く対応できるかと思う。何年か前は、担当業者に任せてもらっていたが、排雪を他任せになつたためか、対応が遅いと苦情あり。

出動が少ないときは、何かあるべき。当社は積雪が出動命令に満たないときは、はじめに出動しなかつた。雪留場が2か所減り苦労している。

作業がなかつたので、まだ問題点も見つからない

雪が降る前提でのオペレーターの確保、機械の管理なので、前年度はたいへん苦労しました。
オペレーターを確保するためにも、待機料の賃上げをお願いしたい。

神指地区（日吉町、住吉町、柳原町）を担当20年位、除雪を行つてゐるが、最近空地にも家が建つようになり、27年度は雪も少なく支障がなかつたが、道路幅員もほとんどが5m未満などで、雪溜場確保を市側で確保してもらいたい。
機械の維持管理の高騰につき出動のない場合、待機料の見直しを願います。

出動のない場合、オペレーターの待機料追加等を願いたい。

除雪作業中、道路・歩道等の物損があつた場合、保険の適用がないと言われるが？

出動がない場合も、早朝からオペレーターは待機しているので、ストレスを感じる。待機料の追加を。

出動の少ない場合は、別の職につく。その場合は、オペレーター不足になり運営が困難になる。

雪溜め場が少ない。自社担当地区なのに他社が排雪などに来て自社での排雪量が少ない。

前年に路線変更になると道路状況が分からず、縁石、側溝、周辺の個人の塀やフェンスなどの破損等があるので、路線変更是なるべくしないでほしい。
雪溜め場の確認ですが、業者と区長間の打ち合わせよりも市と地権者（特に県外の地権者）との協議、承諾の方が効果的である。

・出動が少ない年だけでも待機料で賄つていただきたい。安心して請け負うことが可能。

・区長は回り順番なので、話し合いの調整がつかない場合は例年どおり行つていい。
・サイズ的に部落の一部分の除雪にならぬため、すぐに雪溜め場がいつぱいになる。早めの排雪をお願いしたい。

・道路が狭いため除雪しづらい。

- ・住宅地域における道路上に駐車されている車が多いため、除雪する確保がある。
 - ・住宅地域の雪溜め場は難しいことから、こまめな除雪が必要である。
- 担当地区に雪溜め場は多少ありますが、すぐにいっぱいになり捨てられなくなり困っているのが現状です。
- 排雪のためのダンプ等も準備しているので、担当地区の業者が依頼をしたときは相談に応じてほしい。
- このような雪の少ない年がある場合を考えると、人材の維持確保のため、待機補償料の出動手当等をもう少し見直してほしい。

雪溜め場の排雪を各区長から依頼されることが多い。（住民含む）

- 民家脇等へ雪を寄せていくことへの苦情がある。
(除雪車の前に、いきなり人が出てきたり、雪を投げつけられたことがある。)
- 除雪、拡幅作業後に、屋敷内からの雪出しが多くみられる。（道路幅狭い、圧縮）
- 排雪をするのに組合に入しないと排雪ができないと思う。その地区ごとで排雪をしないとその地区の緊急対応会を開くないと雪を捨てられないなんてバカな話はない。
- 雪溜め場の確保ですが、私が地主の方と話し合い、お札等をしていますが、市としても確保のために動いてほしい。例えば、オペレーターの希望場所を市で地主と話し合い確保するとか、他市町村のように雪溜め場の土地の税金を非課税にするとか、考えてほしい。
- ・地区との連絡調整、市の道路維持課で考えて、業者に説明していることを区長へも説明をして欲しい。
 - ・雪溜め場、各町内会で話し合って確保して頂きたい。除雪の仕方が悪いのではなく、除雪が十分にできないのです。除雪を十分行うと逆に雪を置いて行ったとクレームがつく。
 - ・雪溜め場、50～100mに1箇所必要。その中には山にして置ける所と1回から2回で排雪が必要な所が必要。
 - ・オペレータの確保、大雪にならない限りは確保しているが、大雪になると早目に作業して一度行った箇所を再度行くことになる。2年ほど前は、朝2時から23時まで行つたことがある。これらを各町内会も理解して頂きたい。
 - ・機械の維持管理、除雪終了後に都度行っている。
- オペレーターの確保については、深夜の一人作業となるため、信頼して任せている。人材の確保が大変。
- 雪溜め場が少ない場合、またはない場所の地区は、道路維持課の方も一緒にになって話に混ざつてももらいたい。
- 排雪回数を増やすしか方法がないと思う。（雪が降る前にそういう地区を視察してもらいたい）
- 排雪場所については、近隣の空き地等を市で借り上げてももらいたい。

地元であるためボランティアで清掃や地元イベントへの参加等で地元との交流を深めているので、相談事や要望は情報として入りやすい。除雪については、ライフラインの確保が重要であるため路面状況が把握しやすいのは除雪活動しやすい。今後も安全安心な活動を続けていきたい。

年間を通じて道路維持管理をすれば地域住民との信頼、協力も可能だと思われる。冬期間の事故が少なくなる（例：排水弁などの凹凸を知るため）

3か月の待機期間があるので、平成27年度の様な異常気象時には、最低保証額等の設定があれば少しは安心感を持てると思います。

オペレーターの確保のため、待機料としてシーズン中10万円程度の補償をお願いしたい。
雪溜め場になりそうな空き地等に市からも呼びかけをしてほしい。

基本的にボランティアに近いと思っている。除雪に関しては、赤字にならなければ良いのでは？
機械の維持管理費が高いので大雪の時はカバーできるが、27年度のようなどきは大変困る。
マンションホル工事の際、地面より高ければ除雪はどうなるか知っていると思うが、高い所が多い。やり直せれば良いと思う。平らか低く徹底させてほしい。

問9の続きで、待機料ではなく、基本料金としてやや高めに設定し、出動手当を低くすれば出動が少ないときは我々が楽になります。

消火栓が道路より上に出ておりドーザーが引っ掛かるので下げてもらうことはできないのでしょうか？何年も前から話はしているのですがお願いできません。

雪溜め場がなく、路上両側に振り分けて置くか、交差点隅切り部に溜めるしかないのでこまめな排雪作業をお願いしたい。
排雪場所までの距離が長く、バケットでは大雪時の対応は困難になる場合がある。

平成27年度のように出動が少ない場合はリース代も払えない。

毎年のことだが、路上駐車が無くならない。（除雪が出来ない路線が発生する）
(和田一丁目3街区北側の道路上に路上駐車が多く除雪できないときがある。)

千石地区には狭い路線が多く、雪を溜めておける場所が少ない。

排雪について、段取りが悪い、除雪区域でない会社が行うため、状況がわからず荒削りになり、雪の置き場がすぐについぱいになってしまいます。

水道料金改定についてのQ & A(建設委員会・政策討論会第4分科会監修)

1. 今回の水道料金改定の必要性と経過

Q1 なぜ、料金改定を行うのですか？

現在の使用水量は、ピークであった平成19年度と比べると、32.6%も減少しています。そのため現在の水道料金単価では、将来にわたり赤字経営が続くことは避けられません。水道施設の整備や更新、維持管理のために必要となる料金収入を確保するためには、料金改定をせざるを得ない状況です。

使用水量の比較 (単位:千m ³)				
	H19年度	H27年度	増減	増減率
水量計	19,939	13,433	▲ 6,506	▲ 32.6
家庭用	10,022	9,917	▲ 105	▲ 1.0
業務用	2,925	2,488	▲ 437	▲ 14.9
工場用	6,992	1,028	▲ 5,964	▲ 85.3

※ 家庭用とは、メーター口径13mm～25mmで、臨時用使用者分、浴場用使用者分を除いたもの。

業務用とは、メーター口径30mm～100mmで、臨時使用者分、浴場用使用者分を含んだもの。

工場用とは、メーター口径100mm以上の特定使用者分。

※ 「会津若松市水道事業の経営状況について」1ページをご覧ください。

Q2 平成6年度以降水道料金改定は検討されなかったの？

平成6年度の水道料金の改定（下記を参考）以降、22年間水道料金を改定をすることなく水道事業は行われてきました。

この間、平成11年度から平成12年度にかけて、使用水量の減少による水道料金収入の減収を解消するために、水道料金改定に向け事務を進めた経過があります。この際、料金改定のための条例案が議会に提案されましたが、大規模な工場が立地することが確実となり、使用水量の回復が見込まれたことから、条例案は撤回されました。

平成20年度以降、リーマンショックや半導体不況などの影響により水道料金の減収が顕著となり、水道料金値上げも検討されましたが、市民の皆様への負担を避け、まずは内部管理経費の削減をはじめとする様々な経営努力により経費節減を図ることで、利益の確保に努めてきました。

また、東日本大震災が発生して以降は、水道料金改定の検討を続けつつも、市民の皆様や避難を余儀なくされた方々の生活安定を最優先で進めてきた経過にあります。水道を利用する皆様の先が見えない不安感、工場等の受注見通しが不透明な状況等での水道料金改定には踏み込めない状況でした。

しかしながら、平成26年度、平成27年度と二期連続で赤字となり平成28年度以降も赤字となることが見込まれており、平成29年度で赤字を補てんする財源が底をつくこととなることから、今般、水道施設の整備や更新、維持管理のために必要となる料金収入を確保するため水道料金改定に着手することとなりました。

～平成6年度の水道料金改定について～

平成4年度、工場用の使用水量の減少により水道料金収入が減収となり、平成5年度以降赤字となることが想定されたため、平成6年度に水道料金の改定をしました。このときの平均改定率は、今回の平均改定率21.66%より高い27.71%となりました。

次の表のとおり、現在の使用水量は、平成6年度の使用水量と比べても大幅に減少している状況です。

使用水量の比較 (単位:千m ³)				
	H6年度	H27年度	増減量	増減率
水量計	19,970	13,433	▲ 6,537	▲ 32.7
家庭用	9,496	9,917	421	4.4
業務用	3,638	2,488	▲ 1,150	▲ 31.6
工場用	6,836	1,028	▲ 5,808	▲ 85.0

Q3 水道料金改定の時期が遅すぎない？

新たな水道料金は、議会の議決後、半年間にわたり十分な周知を行った後に適用することが望ましく、同時に、平成29年度において十分な水道料金収入を確保するためには、年度のできるだけ早い段階で適用することが望ましいと考えておりました。その結果、平成29年6月から新たな水道料金を適用することとし、その半年前となる12月定例会に条例改正の提案を行ったものです。この点については、水道事業経営審議会の附帯意見として、新たな水道料金の適用時期は平成29年6月と示されており、整合が図られております。

なお、料金改定については、赤字決算に陥った平成26年度以降になってようやく検討し始めたものではなく、平成20年以降に引き続き検討してきたこと、東日本大震災の影響を考慮してきたことは先の質問で記載したとおりです。

また、料金改定に際しては、平成27年度の水道事業決算を反映させたものとするため、平成28年6月に水道事業経営審議会に料金改定について諮問をし、平成28年8月に料金値上げの答申を受けた後においても、さまざまな検証を行った結果として、この時期での条例案の提案となりました。

常に長期的な視点に立った事業見通しを立てて事業運営を行っていましたが、平成20年度以降の水道収益の落ち込みは、予測を大きく上回る急激なものとなりました。この点については、やむを得ない部分もありますが、事業見通しの甘さを指摘する声に対しては、反省する必要があります。

2. 水道料金改定の額と算定方法

Q1 改定になると水道料金はどの位上がるの？

最も多く使用されている口径13mmについて、1か月の水道料金の新旧比較をします。

※ 参考：改定後の口径13mmの水道料
【基本料金（10m³まで）・・・新料金1,360円（+240円）】
【水量料金（1m³増すごと）・・・新料金196円（+36円）】

会津若松市において、標準的な一般家庭1か月の平均使用量は15m³ですので、
基本料金（10m³）1,360円+水量料金（5m³：196円×5m³）=2,340円（+420円）
となります。

次に、世帯の人数においてどのくらいの値上げとなるかについて、市の世帯平均値で見ると。

- ⌚ 一人世帯の場合、1か月の平均使用量は10m³以内で、新料金は1,360円（+240円）
 - ⌚⌚ 二人世帯の場合、1か月の平均使用量は12m³で、新料金は1,752円（+312円）
 - ⌚⌚⌚ 三人世帯の場合、1か月の平均使用量は20m³で、新料金は3,320円（+600円）
 - ⌚⌚⌚⌚ 四人世帯の場合、1か月の平均使用量は23m³で、新料金は3,908円（+708円）
- となります。 ※すべて税抜の額です。

※ 「会津若松市水道事業の経営状況について」6ページをご覧ください。

Q2 新しい水道料金はどのように算定されたのですか？

水道法に基づく「総括原価」により、新しい水道料金を算定しました。

具体的には、まず平成29年度から平成33年度までの5年間に、水道施設の維持管理費や更新費用等どうしても必要となる費用について算出をします。これにより算出した金額は、140億6,215万8千円となります。

次に、現在の水道料金単価と平成29年度から5年間の水道使用量見込で、料金収入見通しを算出します。これにより算出した金額は、115億5,850万6千円となります。

この費用と収入の差25億365万2千円が、水道料金を改定して確保しなければならない額となり、率にして21.66%となります。

※ 総括原価の算出方法について

総括原価による算出方法は、下記の図のとおりです。

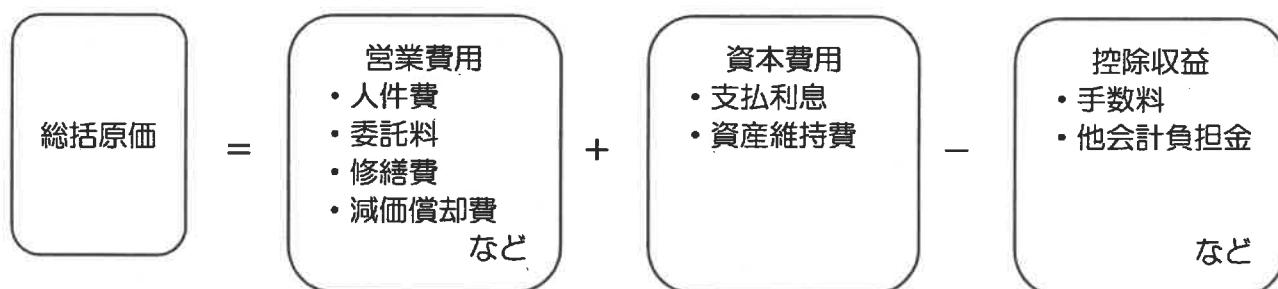
委託料や修繕費などは、事業計画を作成し、事業実施年度と費用を把握し、それ以外は過去5年間の実績により費用の把握を行いました。

減価償却費は、平成28年度末予定償却額に平成33年度までの資産取得・廃棄による償却額増減見込額を反映し算出しました。

支払利息は、平成28年度末予定償還額に、借入予定額を基に5年据置、25年元金均等償還、利率1.3%で算出したものを加えました。

これら費用の平成29年度から平成33年度までの合計が148億6,621万9千円となります。

ここに、水道施設の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスを提供するために必要となる資産維持費5億6,568万3千円を加えたものから、手数料や他会計負担金など、事業運営に伴う関連収入5億8,103万円と、平成28年度末未処分利益剰余金7億8,871万4千円を控除した140億6,215万8千円がどうしても必要となる費用です。



※ 「総括原価による水道料金算定」1ページ及び3ページをご覧ください。

Q3 改定されたら市の水道料金は他と比べて高くなるのでは？

本市の平均である口径13mm 1ヶ月あたり15m³の使用水量をもとに他の地域と比較すると、改定したとしても、会津若松市が一番の安価です。次に、郡山市、いわき市、福島市、会津坂下町、喜多方市、会津美里町の順となっています。2位郡山市との差額は640円、1番高額な会津美里町とは1,060円の差額があります。

水道料金比較（口径13mm 1ヶ月あたり（税抜））

単位：円

水量	若松・現行	若松（答申案）	※郡山市	いわき市	福島市	会津坂下町	喜多方市	会津美里町
15m ³	1,920	2,340	2,560	2,610	2,735	2,805	2,880	2,980
現行料金との差		420	640	690	815	885	960	1,060
順位	1	—	2	3	4	5	6	7

※ 郡山市は、料金改定の議案が可決されると、15m³当たり2,455円となります。

Q4 そもそもなぜ水道料金がかかるの？

水道事業で一番大切なことは、いつでもどこでも安心して飲むことができる水道水を、市民の皆様にお届けすることです。そのために、施設、設備を維持管理してさまざまな処理を行う必要があります。

1つ目は浄水処理です。

会津若松市は、猪苗代湖、東山ダム、阿賀川、地下水から取水し、水道水を作っています。会津地域の水はきれいであるといわれますが、水道水としてお届けするには、51項目もの水道法に基づく水質基準項目を満たすために多くの薬品や様々な機器類を使って浄水処理を行い、さらに大雨などで原水が濁った際などでも安全な水道水を皆様にお届けしています。

2つ目は水道管の整備です。

作った水道水は、水道管を通って皆様にお届けしています。その水道管も長い年月の劣化により、漏水を引き起こしたり、地震により水道管が破損するなどし、最悪の場合、長期間の断水などにより皆様にお届けできない事態となることもあります。そのような事態を未然に防ぐために、老朽管の取り換え工事を実施し、地震の際でもいつでも水道水が使えるよう、水道管の整備を行っています。

このように、皆様に安心・安全な水をお届けするためには、施設の維持、管理は欠かすことができません。その費用の一部を、使用されてる皆様から、水道料金として負担していただいてます。

～会津若松市の浄水・給水の現状～

会津若松市の水道水は、主に猪苗代水系の水が原水であり、これを浄水して皆様に供給しています。この作業の過程では、多くの薬品が必要になります。他方、原水が綺麗な水であれば、浄水に係る費用が抑えられ、より低廉な価格で供給できることとなります。

また、会津若松市の配水管は、総延長800kmに及びますが、年間総配水量に係る割合は20%に満たない現状です。水道事業経営の効率化を検討するうえでは、内部管理経費の効率化のみではなく、効率的な給水体制も含め、検討していく必要があります。（別紙「配水管使用効率の比較」を参照ください。）

～会津若松市の水道水は実は「おいしい水」です！～

昭和59年に旧厚生省（現厚生労働省）により設置された「おいしい水研究会」が示したおいしい水の要件は、水温、においといった7つの要件からなっています。本市の滝沢浄水場の水質は、下の表に示したとおり、6つの要件を満たしており、「おいしい水」と言えます。

水質項目	単位	研究会が示した おいしい水の条件	滝沢浄水場の水道水 (平成27年度実績)
蒸発残留物	mg/L	30～200mg/L	88
硬度	mg/L	10～100mg/L	30
遊離炭酸	mg/L	3～30mg/L	1.1
過マンガン酸 カリウム消費量	mg/L	3mg/L以下	1.1
臭氣強度	—	3以下	1
残留塩素	mg/L	0.4mg/L以下	0.35
水温	°C	最高20°C以下	15.6

Q5 水道料金改定をしないとどうなるの？

仮に水道料金改定をしないとすれば、毎年、赤字額が累積していくこととなります。

その結果、企業債（水道事業を運営するために必要な借入金）などが制限され、水道施設の整備や更新、維持管理などが実施できなくなるだけでなく、水道事業そのものが成り立たなくなる恐れがあります。

Q6 これで安定した事業運営ができるの？

新たな水道料金算定について、事業経営が成立しうる必要最小限にとどめるものとし、平成29年度以降5年間を見通し安定した経営ができること、さらに平成34年度以降の5年間を含め、社会経済情勢に急激な変化がなければ、10年間安定した経営ができるかを見通しつつ検討しました。その結果、水道事業経営審議会から答申で示された平均21.66%での料金改定（案）が妥当であるとの結論に至ったものであり、長期的視点に立ち判断した結果であるといえます。

Q7 新しい水道料金はいつから適用になるの？

議会の議決が前提ですが、平成29年の6月分として計算する料金から適用することとなります。

3. 激変緩和措置の検討

Q1 料金改定を段階的に行うことはできないの？

今回の水道料金算定にあたっては、平成29年度から平成33年度までの5年間にどうしても必要となる額を約140億円と見込み、これを確保するための料金改定となります。

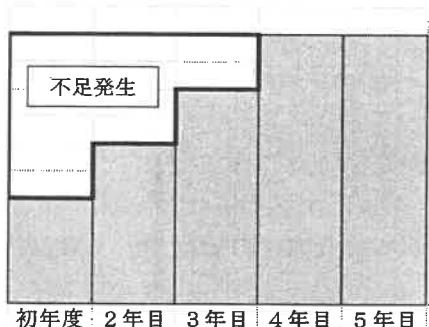
例えば、初めの3年間、激変緩和措置として改定率を引き下げた場合、この3年間については、単年度で水道事業会計を見た場合、赤字で経営することとなります。その結果、企業債の発行が制限される、国からの交付金等が縮小されるなど、水道施設の整備や更新、維持管理などが実施できなくなるだけでなく、水道事業そのものが成り立たなくなる恐れがあります。

5年間での料金収入総額を確保しつつ、段階的な料金改定を実施しようとする場合、下の図に示したとおり、最初に生じる不足分を後年度で確保しなければならず、その分負担が大きくなり、水道料金が上下する不安定な状態となってしまいます。

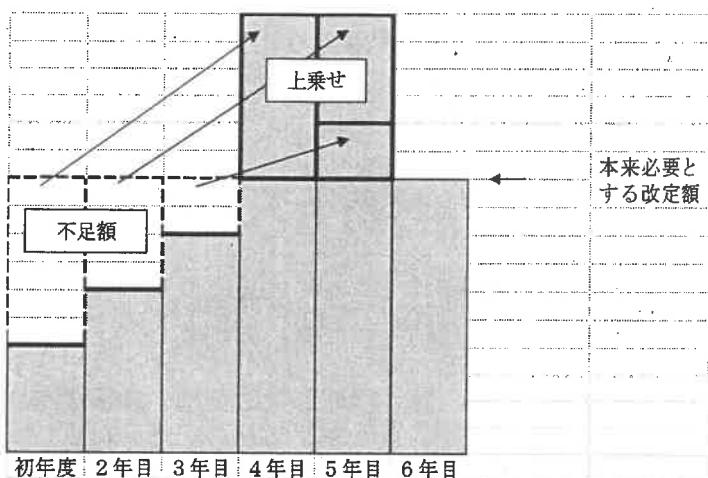
こうした問題が生じるために、段階的に料金改定を行うことはできません。

料金改定を段階的に行った時のイメージ

①3年目まで段階的改定額を導入



②料金収入を確保しつつ段階的改定額を導入



Q2 市の一般会計を投入して、負担軽減は図れないの？

水道事業は、経営に必要な経費を水道料金でまかなうという「独立採算」で運営しております。

税金は、福祉・教育・産業振興・公共施設の管理などの市民サービスに充てられており、水道の赤字を市の一般会計で埋めると、これらのサービスの低下を招いてしまうため、安易に市からの負担により、水道料金を低く抑えることは妥当ではありません。

また、公営企業法には、一般会計から補助や貸付を受ける制度が規定されておりますが、この制度を適用できる場合は限られており、今回のように、恒常的な赤字を補填するためには適用できません。

Q3 料金改定で約2億の黒字？改定率を下げるのでは？

今回の料金改定により、会計上は平成30年度以降、約2億円の収益が見込まれることとなります。しかし、公営企業会計制度では、以前に交付を受けた補助金等収入として再計上する必要があり、この収入は、現金として発生するものではない、いわば「帳簿上の収入」のため、実際の事業経営に使用できるものではありません。この収入を、毎年1億5,000万円ほど計上することから、実際の収益は毎年約5,000万程度となる見込みです。

なお、この5,000万円についても、安定的な事業経営のため、今後必ず発生する給水・浄水設備の更新費用の備えとして、最低限確保しなければならないものです。

今回の改定率は、こうした事情を踏まえ、必要最小限度の改定率となっています。

※ 「建設委員会資料」6ページ「4. 料金改定後の収益的収支見通し」をご覧ください。

～水道を供給するのに、「赤字」になってるって本当？～

平成27年度決算を基礎として、水1m³を作るのにかかる費用は約204円です。これに対し、水1m³の単価は約178円です。つまり、水を1m³を供給することによる利益は▲26円となり、確かに「赤字」になっています。この差額は、給水収益以外の収入（下水道使用料を徴収する事務を請け負った委託料、負担金等）により穴埋めするなど、経営努力によりまかなわれているのが現状です。

事実、今回の水道料金改定に際して行われた水道事業経営審議会においては、料金改定によりこの供給利益の「赤字」を解消することも検討されました。

しかし、今回の21.66%よりも更に急激な改定率となることから、市民負担を軽減するため、今回の料金改定率となりました。

Q4 低所得の方への配慮などは検討してきたの？

低所得者の方など、経済的に厳しい方々への配慮については、水道事業経営審議会の場においてもさまざま検討がなされました。結果として、今回の料金体系を維持しながら、平等に負担をしていただくこととしました。

この背景には、先に説明したとおり、水道事業の将来に向けた安定的な経営のためには、本来さらに大幅な料金改定が必要な面があるところ、市民の負担軽減を考慮して、今回の改定率となったものです。

4. これまでの経営改善に向けた取り組み

Q1 水道料金を上げる前に職員を減らさないの？

東山浄水場運転管理業務委託の導入により、平成18年度から段階的に職員数を削減し、平成22年度からは第三者委託等を導入することにより、次の表のとおり、平成27年度の職員数、職員人件費は、平成17年度から大幅に削減してきました。

収益的支出の対象とした職員数及び人件費（単位：人、千円）

	H17年度	H27年度
職員数	86	35
増減	—	▲51
人件費	554,026	217,608
増減	—	▲336,418

※人件費は、給料と手当の合計で、手当は退職金に係る支出を除く。

※「会津若松市水道事業の経営状況について」3ページをご覧ください。

Q2 第三者委託って経費の削減につながってるの？

平成22年度から、取水・浄水施設の運転管理、送・配水施設の維持管理、給水装置に関する業務の第三者委託、及び料金徴収業務を委託し、経営の効率化を図りました。

これにより人件費などの経費について、年間約1億4,700万円の削減を図っており、平成27年度までの削減額の累計は8億8,200万円になります。

※「会津若松市水道事業の経営状況について」3ページをご覧ください。

Q3 第三者委託で人件費が減った分委託費が増えたのでは？

第三者委託導入前の平成19年度においては、人件費が約7億5,100万円、委託料が2億5,482万円であり、合計約10億582万円でした。これに対し、平成27年度においては、人件費が約2億9,657円、委託料が5億1,157万円であり、合計は8億814万円となります。この合計の差は、両年度で約1億9,768万円であり、この差額分経費が削減できたこととなります。

また、平成27年度分の委託料には、平成19年度では別に費用としてかかっていた、薬品費や動力費、修繕費等の一部も含まれることから、先ほどの数字以上の削減に繋がっています。

※「会津若松市水道事業の経営状況について」2ページをご覧ください。

Q4 他にも経営改善の努力をしてきたの？

職員数の削減、第三者委託の実施以外にもさまざまな経営改善の取り組みを行ってきました。

まず、企業債の繰上げ償還についてですが、平成18年度から平成21年度までに利率5%以上の企業債について繰上げ償還を行うことにより、平成18年度から平成33年度までの支払利息について、約6億1,600万円の削減を図りました。

また、平成19年度から、水道料金収納システムを、水道部独自のシステムから会津地方市町村電子計算機運営協議会のシステムに変更することにより、年間約1,800万円の削減を図りました。

一方、収入の確保策ですが、平成18年度と平成19年度において、遊休土地を売却し、合わせて約1,600万円を確保しました。

※「会津若松市水道事業の経営状況について」3ページをご覧ください。

5. 更なる経営改善に向けた取り組み

Q1 料金を改定したあと経営努力はするの？

【収入】

収入を確保するために、現在水道を使用されている病院や企業などに、積極的に水を使っていただけるよう働きかけていくとともに、未加入者に対して、水道水の安全性や安定して供給できる点を知つていただき、加入していただけるよう広報活動を継続していきます。

【支出】

現在導入している第三者委託等により、経営の効率化を継続するとともに、民間との連携により、さらなる効率化を図ることができないか検討をしているところです。また、水道施設の整備や更新、維持管理について、総合的な整備計画を策定し、より効率的・効果的に進めていきたいと考えております。

なお、近隣市町村との広域化を図ることによる、経営基盤の強化や効率化についても検討をしていきます。

Q2 徳久工業団地は水道料金にいい影響を与える？

会津若松徳久工業団地に、水道水を多く使用する企業が誘致されれば、料金収入が増えることとなります。また、従業員の方々が市内に移住され、家庭用の使用水量の増加にも繋がる効果もあることから、関係機関を通してその旨の働きかけを行っていきます。

Q3 料金は定期的に検討していくの？

今回の水道料金の改定が実施された後は、5年毎に水道料金の妥当性について検証を行ってまいります。

検証は、水道施設の整備や更新、維持管理費用を把握し、その時点での料金収入が確保されるかどうかを判断することとなります。その結果、収支バランスが保てないと判断される時には、料金改定を検討していきます。なお、急激な社会経済情勢の変化により、水道事業経営に大きな影響がある場合には、その都度水道料金の妥当性について検証を行っていくこととなります。

この点については、水道事業経営審議会からの答申に付されたの附帯意見においても、5年ごとに経営状況及び水道料金の妥当性の検証を行い、必要に応じて水道料金の改定を行うこととされております。こうしたことから、その時々の社会・経済情勢に即した適正な料金についての議論ができる仕組みとしていきます。

Q4 水道事業経営審議会の審査は？

水道事業経営審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業の経営に係る必要な事項について調査、審議する市長の附属機関で、学識経験者や公募による市民の方々などにより組織されています。

今回の料金改定に際しても、6月に市長より諮問を受けた後、様々な視点から適正な水道料金について検討がなされ、6回の審議を経て、今回の答申となりました。

水道事業においては、料金改定の際だけでなく、毎年、各年度の予算、決算の報告のほか、水道事業運営上重要な案件等について、年に3回程度開催してきました。

今後も、これまで同様に、定期的に水道事業の運営について審議をお願いするとともに、その時々の社会・経済情勢に即した料金改定の議論をしていただきます。

Q5 強靭・持続・安全だけでなく、「低廉」こそ必要では？

会津若松市水道部が作成した「会津若松市水道事業ビジョン」では、水道の理想像として「強靭」「持続」「安全」としています。

「低廉」という視点については、水道法の基本方針であり、当然、事業を運営していく際の大原則であることは、言うまでもありません。これまでも、どのようにすれば安心・安全に使用していただける水をいかに安く提供できるかを常に考え、内部経費の削減等、さまざまな施策を講じてきています。

今後も調査・研究を重ね、安全な水を、安定的に、低廉な価格で提供できるよう取り組んでまいります。

6. 滝沢浄水場改修について

Q1 そもそも滝沢浄水場の更新は必要なの？

基幹施設である滝沢浄水場は、昭和4年4月から給水を開始し、水需要に応じた増設及び改修、修繕を行ってきましたが、老朽化が顕著です。耐震性については、平成2年度に滝沢浄水場施設の総合診断を実施しましたが、横揺れの地震への耐震能力はない、との診断がなされました。

国が指導する新たな耐震性能を満たすため、また、急激な水質変化や原水の悪化にも対応できる施設とするために、滝沢浄水場の更新が必要です。

なお、更新後の滝沢浄水場の耐用年数ですが、浄水設備は60年、建物は50年、土木施設は40年、電気設備は20年、機械設備は15年となっており、震度6強から7クラスの地震が発生しても健全な機能を損なわない耐震性能を有することとなります。

Q2 滝沢浄水場更新のために水道料金改定が必要なの？

滝沢浄水場更新事業費は、国庫補助金や企業債の借入、積立金などにより確保できる見通しとなっており、事業費を確保するための水道料金改定ではありません。

なお、滝沢浄水場を更新した後のランニングコストは、現在の滝沢浄水場のランニングコストより低廉になるものと想定しています。

Q3 滝沢浄水場更新を中断して、赤字解消に使用できないの？

滝沢浄水場更新事業は、すでに平成26年度に着工し、平成29年度の完成に向け工事が進んでおり、その事業費は、国庫補助金や企業債、積立金などにより確保しますが、これらの資金は、制度上浄水場更新以外の目的に使用することはできません。

Q4 滝沢浄水場の更新費用って高額すぎない？

滝沢浄水場と他事業体の浄水場の建設費用との比較については以下の表の通りですが、滝沢浄水場の建設費用は他事業体と比べ高くない状況になってます。

滝沢浄水場と他事業体の整備費の比較

都道府県名	事業体名・浄水場名	処理水量（m ³ /日）	設計建設費（千円）	m ³ あたり費用（千円/m ³ ）
福岡県	春日那珂川水道企業団・東隈浄水場	21,900	4,822,650	220.2
福島県	会津若松市・滝沢浄水場	27,000	6,115,205	226.5
愛媛県	今治市水道事業・高橋浄水場	40,000	9,580,680	239.5
兵庫県	豊岡市水道事業・佐野浄水場	20,000	6,420,000	321.0
新潟県	見附市水道事業・青木浄水場	23,000	7,700,400	334.8
4市平均				278.9

Q5 膜ろ過システムは維持費が高くなるのでは？メリットは？

現在整備中であります膜ろ過システムにすることにより、以下のメリットがあります。

1. 原水の変化等の対応

近年多発しているゲリラ豪雨による水質変化への対応が可能となり、さらに病原性原虫を除去することができる。

2. 自動運転による安全性の確保

運転が自動でありシステムとして安全性が高いことから、運転管理は極めて容易となり、運転従事者の省力化が図れる。

3. 施設のコンパクト化

現在の急速ろ過方式の凝集、沈殿、ろ過の処理工程が単一のろ過工程に置き換えられることで、施設のコンパクト化が図られ、運転システムとしての安定性も高いこと。

また、施設のコンパクト化に伴い、施設の敷地面積が節減されることから、将来の施設建て替えにおいて、既存の浄水場処理施設を稼働させながら、安全で容易な建設作業が可能となり、建設工期の短縮も図られること。

4. 使用薬剤の削減効果

膜処理による浄水過程においては、凝集剤の使用量が少なくなり、それに伴い発生汚泥の減少も図られることから、凝集剤の経費や汚泥処分費が削減できる。

Q6 滝沢浄水場の給水量はどれくらい？

浄水場などの施設から会津若松市約50,000件、湯川村約1,000件に水を送っています。そのうち、滝沢浄水場は29,200件と半分以上の割合で給水する重要な施設です。

ちなみに他の浄水場ですが、東山浄水場で15,800件、大戸浄水場で300件、六軒浄水場で2,870件、面川受水池で1,100件、北会津受水塔で1,700件、強清水浄水施設で30件など、約51,000件に給水しています。

なお、滝沢浄水場の浄水能力は、更新前は1日当たり47,300m³でしたが、給水量の減少や給水人口の減少を考慮し、更新後の浄水能力は1日当たり27,000m³としました。

7. その他（水道料金の疑問など）

Q1 電気料金と水道料金の違いを教えて？

どちらの料金も、法律に基づき総括原価により算定しますが、料金に差が生じる最大の要因は、原材料価格の差です。

電気の場合、発電量の主となる火力において、燃料は必ず購入しなければなりませんので、これを料金に転嫁する必要があります。しかし、本市水道料金の場合、猪苗代湖や東山ダムの貯水、大川などから原水を確保しており、購入費用がかからることはありません。

10年間の電気料金と水道料金の変遷（単位：円）

	H18年度	H20年度	H25年度	H29年度
電気料金	5,932	6,258	6,714	—
水道料金	1,920	1,920	1,920	2,340

※電気料金は、東北電力管内、標準的な一般家庭（従量電灯B、30A、280kWh/月）での1か月のもの。

※水道料金は、標準的な一般家庭（メーター口径13mm、15m³/月）での1か月のもの。

※どちらも税抜。

Q2 水道料金が上がれば下水道料金も上がるの？

今回料金改定をするのは、水道料金のみです。下水道料金に変更はありません。

Q3 銭湯は安い料金で水を使用してるって本当？

銭湯などの公衆浴場は、「公衆浴場法」や「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」等により、国や地方自治体から補助金等さまざまな優遇措置が図られています。これは、公衆浴場が、浴場に困窮している方をはじめとして、住民の衛生面、健康面に寄与する施設である、との考え方から行われています。

こうした点を考慮し、水道料金についても、他の水道料金と差別化を行っています。

他方、温泉施設やホテル等も、浴場を提供することに変わりはありませんが、その目的が温浴、保養、旅行などの趣味、仕事等に付随するものであり、銭湯のような公衆衛生施設とは区別されるため、通常の料金体系が適用されます。